

■5年間の目標(目指す姿)

次世代の農業の担い手を確保・育成するとともに、生産力の強化と安全・安心など消費者等ニーズに対応した農畜産物を生産することにより、活力に満ちた、魅力ある農業を創り上げます。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H29	H30	H32	H34
農業産出額	農林水産省から公表される市町村別農業産出額(推計)	379.2 億円	384 億円	387 億円	390 億円
人・農地プラン作成数	人・農地プランの作成により集落の担い手を明確化する	36 件	50 件	60 件	70 件

■現状

- 本市では、36 の集落・地域で人・農地プランを策定し、担い手を明確化しています。また、多面的活動組織も 75 組織で共同活動が行われています。人・農地プランの作成や多面的活動組織の共同活動を通じ、担い手への利用集積や生産コストの低減、高収益作物への転換などから、生産基盤の整備・充実を求める機運が高まっている状況です。また、農業者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加の進展が懸念されます。そのため、集落における人・農地プランの作成推進や多面的活動組織の支援が必要となります。
- 担い手育成については、平成 23 年から平成 28 年までに、認定農業者が 120 人、集落営農組織は 25 組織が増えており、一定の成果が出ています。また、後継者の育成は、農業経営体セミナー受講者の新規就農者に助成を行っており、若者も含め対象者は増加しています。
- 営農については、担い手や認定農業者(就農者)に集中させるための施策が展開されています。
- 安心・安全な農産物の提供については、農協が行う農産物等の放射性物質や残留農薬検査に助成を行っています。
- 酪農では、畜産農家のコスト軽減・安定した自給飼料を確保するため、TMR センターを整備するとともに、耕畜連携農業推進会議・稲 WCS 利用組合を設置し、稲 WCS の利用強化を図っています。
- 府馬地区の経営体育成基盤整備事業は平成 31 年度完了見込みです。また、新たに森戸地区の基盤整備が事業採択されている状況です。

■主な課題

- 人・農地プラン作成による次世代における担い手の確保が必要です。
- 園芸農産物の生産力の強化拡大を進める必要があります。
- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮が求められます。
- 耕作放棄地対策を含めた農地の担い手への利用集積・集約化が必要です。
- 農地基盤を充実する必要があります。
- 安全・安心な農畜産物の生産が求められます。
- 需要に応じた米の生産の推進、水田農業経営の確立が求められます。
- 経営の多角化を進める6次産業化やブランド化の推進が求められます。

■施策の展開

取組み方針①: 人・農地プラン作成による次世代における担い手の確保

集落・地域における将来の農地利用の話し合いを農業委員会と連携し、人・農地プランの作成(見直し)を推進し、集落の担い手を明確にして、次世代に引き継げる集落営農組織や新規就農者などの多様な担い手の確保・育成を進めていきます。

主な事業	人・農地問題解決加速化支援事業及びプラン作成・見直し支援	農業後継者新規就農助成金事業
	農業次世代人材投資事業	農業経営力向上支援事業

取組み方針②: 園芸農産の生産力の強化拡大

大消費地の首都圏に位置する優位性を発揮し、農産物の効率的な生産体制の構築、省力化のため施設や機械の整備などにより安定出荷を図り、生産性の向上を進めます。また、消費動向の変化を捉え、高付加価値、高収益の農産物生産への転換に取り組めます。

主な事業	新「輝けちばの園芸」産地整備支援事業	
	産地パワーアップ事業	農産産地支援事業

取組み方針③: 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮

集落機能が低下し、農道、水路などの地域資源の適切な保全管理が困難となっています。このため、農業者をはじめ地域住民が参画した、地域資源の保全活動や質的向上を図る共同活動を支援し、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を進めていきます。

主な事業	多面的機能支払交付金事業	活動組織の立ち上げ等支援

取組み方針④: 耕作放棄地対策を含めた農地の担い手への利用集積・集約化

人・農地プランに位置付けられた担い手や経営規模の拡大に意欲ある担い手に耕作放棄地を含めて一定規模の農地集積を図りながら、生産基盤の整備・充実を行い、生産性の高い営農が展開できるようにします。また、これと併せて耕作放棄地の発生防止を進めます。

主な事業	農地利用集積円滑化事業	農地中間管理事業
	耕作放棄地総合対策事業	経営体育成基盤整備事業

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市農業振興地域整備計画	平成 21(2009)年～継続的に改定
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成 26(2014)年～継続的に改定
水田フル活用ビジョン	平成 29(2017)年～継続的に改定
6次産業化等戦略	平成 29(2017)年～平成 33(2021)年

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
施策の理解と活用検討

■5年間の目標(目指す姿)

新規創業者や事業拡大等により、空き店舗が活用され、既存商店街の魅力が向上し、地域の人たちの買い物が地域で行われ、買い物客で賑わう商店街が形成されています。また、市内の雇用の受け皿となる優良な工場等が多く立地しています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H29	H30	H32	H34
商品販売額		円	円	円	円
空き店舗新規開店数(計画期間中の累積数)	香取市空き店舗対策事業補助金の交付を受け、新たに空き店舗に出店した事業者数	3件	3件	10件	15件

■現状

- ・ 全国的に、市街地では空洞化や空き店舗の増加、シャッター通り化が進んでおり、中心市街地の商業活性化が課題となっています。また、工業では、担い手の確保が課題となっています。
- ・ 本市では、近隣市の郊外型大規模ショッピングモールに買い物客が流出し、地域の商店街での消費が少なくなり、活力が低下しています。そのため、商店街活性化を図るためのイベント開催支援や、プレミアム商品券発行事業による消費喚起などの取り組みを行っています。
- ・ 商店等の後継者不足や高齢化、廃業等による空き店舗増加の問題を抱えています。空き店舗対策事業では、新規開業者が年に1～2件と一定の実績をあげているもの、商店街の活性化には結びついていない状況です。
- ・ 工業は、小見川第一工業団地と農工団地があり、小見川工業団地連絡協議会に参加して地域の工業振興に努めています。また、工業についても雇用者の確保が課題となっています。

■主な課題

- ・ 商店街の魅力を向上させるとともに、各種商業団体と連携を図る必要があります。
- ・ 新たに事業を行う事業者の支援を行う必要があります。
- ・ 近隣市へ流出している買い物客を取り戻すため、集客力の高い商業施設の誘致が必要です。
- ・ 空き店舗への出店者に対する支援の充実が必要です。
- ・ 事業承継の支援が必要です。
- ・ 市内の工業の活性化を図る必要があります。
- ・ 潜在的な課題として地域工業の後継者の確保・支援の必要性があります。

■施策の展開

取組み方針①: 商店街等への支援及び商業団体の支援・育成

地域の商店街の魅力向上に向けたイベント、事業等に支援を行い、商店街の活性化を図ります。また、佐原商工会議所や香取市商工会、商店会連合会などの各種商業団体と連携し、基盤強化、商業活性化に向け取り組みます。さらに、今後増加することが見込まれる観光客を対象とした事業、商品の開発等を(地域の商工業者と連携し)促進します。

主な事業	商業活性化事業	商工会議所・商工会支援事業
	(仮称)観光客を対象とした事業、商品の開発事業	

取組み方針②: 新たな創業者等への創業支援と空き店舗への出店促進、事業承継の支援

新たに事業を行う創業者や新たな分野に事業展開する事業者に対し、相談、支援体制を拡充します。また、商店街の空き店舗への出店を促進し、商店街のにぎわい創出に取り組みます。新たな創業者等についても空き店舗への出店を促します。

また、事業主の高齢化や後継者不足により、廃業となるケースが増加していますが、既存商店等の価値を引き継ぎ、事業の継続、店舗の空き店舗化を防ぐため、事業承継を推進します。

主な事業	創業支援事業	空き店舗対策事業
	事業承継支援事業	

取組み方針③: 集客力の高い商業施設の誘致

市外に流出している買い物客を市内に集客するとともに、市内での買い物の利便性向上を図る観点から集客力の高い商業施設の誘致を図ります。

主な事業	商業施設誘致促進事業	

取組み方針④: 市内の工業の活性化

既存事業者が、市内で事業を継続的に行うことや新たな設備投資、事業規模の拡大等に対し支援を行い、地域経済の基盤となり雇用の受け皿となる工業の活性化を推進します。

主な事業	既存製造業の規模拡大等への支援	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
—	—

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
市内の商店街の活用(一般市民)
商店街の魅力向上(事業者)
工場操業への理解(一般市民)
工場等の周辺住民・環境等への配慮(事業者)

■5年間の目標(目指す姿)

地域経済の基盤となる企業が立地し、市民が市内で働きたいと思うような様々な業種及び職種の雇用の場が確保され、地域経済が活性化しています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H29	H30	H32	H34
誘致企業数	計画期間内の誘致企業数(累計値)	—	1件	3件	5件
誘致企業の従業員数 (うち市内在住従業員数)	計画期間内の誘致企業の従業員数(調査時点の雇用者総数)	—	10人 (6人)	30人 (18人)	50人 (30人)

■現状

- 国内では、2020年の東京オリンピックに向けた設備投資が大企業を中心に行われ、有効求人倍率も大幅に改善されており、経済状況は回復基調にあります。都市部での景気動向は好転しているという発表があるものの、本市では依然として厳しい状況が続いています。
- 佐原公共職業安定所管内では、有効求人倍率が1を超えており、新たに立地した企業や進出を希望する企業において、雇用者の確保が課題となっています。
- 企業誘致を進めるにあたり、誘致可能な用地の確保が課題となっており、誘致候補地の選定、工業団地整備が必要な状況にあります。市が所有する産業用地である小見川産業用地への誘致を行い、2社の誘致が決定しています。
- 民有地への企業誘致も積極的に行っており、第1次香取市総合計画の実施期間中に、香取市企業立地促進条例に基づく指定を受け、操業を開始した企業が8社となっています。
- 金融機関やデベロッパー、立地が決まった企業の関連企業等、様々な企業と情報交換を行い、企業ニーズを把握し、誘致活動を行いました。

■主な課題

- 市有地などへの誘致を進める必要があります。
- 誘致可能な用地の確保、情報収集が必要となっています。
- 誘致可能な用地の確保のため、工業団地の整備を検討する必要があります。
- 情報交換を行っている様々な企業との関係を引き続き構築していく必要があります。

■施策の展開

取組み方針①: 小見川産業用地をはじめとした市有地への企業誘致

小見川産業用地のほか、空き公共施設、廃校跡地など、市が所有する用地への企業誘致を強力に推進します。特に、小見川産業用地は、既に2つの企業が立地しましたが、用地が残っていることから、最優先で誘致に取り組みます。

主な事業	小見川産業用地公募事業	空き公共施設等への企業誘致事業

取組み方針②: 誘致可能な用地の確保

企業誘致が可能な用地の情報を収集し、用地の開発可能性などについて調査・検討を行ったうえで、企業に対し、情報提供を行います。また、必要に応じ用地の取得、造成、インフラ整備等を実施します。

主な事業	用地情報収集・調査事業	用地情報提供事業
	用地確保事業(取得・造成・斡旋・インフラ整備)	

取組み方針③: 工業団地の整備の検討

企業を誘致するためには、造成、インフラの整備がされている用地が求められていることから工業団地整備について検討します。整備にあたっては、千葉県や民間デベロッパー、金融機関と協議し、さまざまな手法を検討します。

主な事業	工業団地整備検討事業	

取組み方針④: 企業等との情報交換、企業ニーズの把握

金融機関や不動産業者、デベロッパー、立地企業の関連企業等、その他、様々な企業と随時情報交換を行うことにより、企業ニーズを把握し誘致に繋げます。また、市内に立地する企業の懇談会を開催し、企業間の連携の推進と情報共有を図ります。

主な事業	企業等との情報交換	立地企業懇談会事業

■関連する個別計画

計画名	計画期間
—	—

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
遊休地等の用地情報の提供
立地する企業への理解・共存

■5年間の目標(目指す姿)

市街に存在する観光資源を磨き上げ、また、組み合わせることにより、地域の新たな魅力として位置付けられています。そのことにより、観光客の香取市での滞在時間の延長が図られ、観光に関連する産業が活性化しています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H 29	H30	H32	H34
年間観光入込者数	観光入込調査	693 万人 (H28)	700 万人	710 万人	720 万人

■現状

- 本市では、震災の影響で一時落ち込んだものの、観光入込客数は平成 28 年に約 693 万人となり、震災前の水準(平成 23 年の約 636 万人)に回復しました。平成 32 年には東京オリンピックを控え、外国人観光客の増加が期待できます。
- 平成 28 年実施の香取市集客・観光・交流アクションプラン見直しに伴うアンケート結果では、予定滞在時間について、「宿泊」する観光客数は 4.6%、「2～3 時間」が 43.5%と最も多く、市内での回遊が少なく、通過型の観光が主流になっていることがうかがえます。
- 佐原の大祭や香取神宮などの既存の観光資源に加え、果物の農業体験のツアー造成が進んでおり、香取市で宿泊するニーズが高まっています。また、平成 30 年に JR 佐原駅前に誘致した宿泊施設の開業が控えており、宿泊客の増加が期待できます。
- 水郷佐原あやめパークは、新規顧客の開拓とリピーターの確保及び地域の活性化に資するため通年型の施設を目指し、平成 29 年度にリニューアルオープンしました。今後、各種イベント等を実施し、集客を図ります。
- 観光情報の受発信では、各観光団体と連携し適宜情報更新を実施しています。また、無料公衆無線 LAN サービス Katori Free Wi-Fi の構築と多言語併記観光案内サインの段階的整備を行い、観光客の滞在・回遊性の向上及び満足度向上を図りました。
- 平成 28 年に、成田・佐倉・銚子との周辺観光圏で北総四都市江戸紀行として日本遺産認定を受け、あわせて佐原の山車行事のユネスコ無形文化遺産登録により、国内外観光客の誘致を図りました。

■主な課題

- 水郷佐原あやめパークを通年型観光施設にするための施策
- 外国人観光客誘致の充実
- メディアへの積極的なプロモーションと今後につなげるメディア対応の実施
- 観光客の滞在時間の延長を図る
- 東京オリンピックへの対応

■施策の展開

取組み方針①: 水郷佐原あやめパークの活性化と体験型観光の推進

再整備した水郷佐原あやめパークをあやめ祭り期間以外にも誘客する年間を通じた観光施設とするため、施設環境を活かしたイベントの実施と旅行商品としての売り込み強化に取組み、経済効果向上を図ります。また、各施設において、本市の食や自然などの魅力を実感してもらうため、来訪者ニーズを捉えた体験型観光を推進します。

主な事業	水郷佐原あやめパーク活用事業	観光宣伝キャラバン事業
	舟運観光促進事業	体験型観光プログラム事業

取組み方針②: 外国人観光客誘致の推進

国内外観光客の誘致を図るために、成田空港に隣接する立地条件を活かし、水郷三都の潮来、鹿嶋や成田などの周辺観光圏自治体等との連携を進めます。また、国及び県、周辺自治体と補助事業等も活用しながら連携し、外国人観光客向けのプロモーション充実と受入環境整備を進めるなど、国際観光を推進します。

主な事業	周辺観光圏自治体との連携	共通の課題や目的をもった自治体等との連携
	国際観光推進事業	

取組み方針③: 戦略的プロモーションの推進

市を中心に関係団体と連携の上、戦略的及び効果的なプロモーションを推進します。メディアへの積極的な観光情報のリリースとそれによる広報宣伝事業の展開により、市の認知度強化を推進し、メディア露出効果を誘客へ結び付けます。また、北総四都市江戸紀行の日本遺産認定や佐原の山車行事のユネスコ無形文化遺産登録、古民家を改修した宿泊運営、首都圏近郊の強みを活かした食の魅力等を有効活用したプロモーションを展開し、宿泊・滞在型観光を推進します。

主な事業	香取市観光パブリシティ強化事業	メディアとのコネクション形成
	地域ブランディング推進事業	歴史・食の魅力開発事業

取組み方針④: 観光客の滞在時間の延長

これまでの取り組みにより、佐原の歴史的町並みには多くの観光客が訪れるようになってきました。それに加え、年間を通じた観光施設をめざし再整備された水郷佐原あやめパーク、観光と並び市の主要産業に挙げられる農業を活かしたフルーツ狩り体験など、新たな観光資源が育ってきています。また、平成30年度には誘致した宿泊施設が完成し、古民家を活用した宿泊施設も民間主導で行われています。これらを組み合わせ PR することで観光客の滞在時間の延長を図ります。

主な事業	水郷佐原あやめパーク活用事業	観光宣伝キャラバン事業
	舟運観光促進事業	体験型観光プログラム事業

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市集客・観光・交流アクションプラン見直し版	平成29年度～平成32年度

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
観光客を受け入れる心をもって接すること
本市の魅力をよく知り、PRすること
積極的に交流すること
後継者の育成

■5年間の目標(目指す姿)

市民が行うボランティア活動と連携し、自然保護、環境への負荷低減の意識を醸成し、豊かな自然環境の保全を図り、自然と共生するまちになっています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H29	H30	H32	H34
河川の BOD 環境基準の達成率	環境基準達成箇所数/測定箇所数	56.7 %	57.7 %	59.7 %	61.7 %
住宅用太陽光発電設備の導入量	住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請による住宅用太陽光発電設備発電出力(KW)の合計 (平成 23 年度～のべ数値)	2,755 KW	2,905 KW	3,205 KW	3,505 KW

■現状

- 全国的に、高齢化社会の状況において地域での自然環境保全活動への積極的な参加が必要です。本市では、環境保全活動を行うボランティアの高齢化が進んでおり、活動が停滞しつつあります。今後、活動を推進していくためには、市民一人ひとりの環境保全意識の高揚が必要です。
- 平成 24 年度に、香取市地球温暖化対策実行計画(事務事業編 改訂版)を策定し、地球温暖化防止策として温室効果ガス削減に取組み、平成 28 年度の実績として平成 22 年度から 12.2%の削減に成功しました。また、平成 29 年度には 2 回目の改訂となる香取市地球温暖化対策実行計画(事務事業編 改訂版)の策定を予定しています。
- 平成 23 年の東日本大震災以降、災害に強い安全な都市形成が求められるなかで、省エネに向けた取組みや再生可能エネルギーの積極的な利用が必要です。本市では、公共施設、未利用市有地の有効活用を図り、県内で初の太陽光発電事業へ参入し、収益は生活環境向上施策による市民還元事業に充当しています。
- 佐原清掃事務所内の資源物ストックヤードなどの施設を活用し、市民が搬入する枝木、紙布類、発泡スチロールなどの資源化を図りました。
- 市民や団体に対して、環境保全の取組について啓発・周知・学習等の展開を行うとともに、補助金の交付及び活動の支援を行いました。かとり市民環境ネットワークの設立を支援し、市内団体の連携を進めました。

■主な課題

- 環境保全体制を充実する必要があります。
- 環境保全意識の啓発・推進が必要です。
- 再生可能エネルギーの利活用を進める必要があります。
- 計画の目標値が高いため、さらに水準を高めるには省エネ機器の導入や更新が必要となります。

■施策の展開

取組み方針①：環境保全体制の充実

豊かな自然環境を次世代に引き継ぐために、環境基本計画の見直し(H31 年度から)を行うとともに、自然環境保全に必要な環境測定を行います。

さらに、市内で活躍する環境ボランティア団体に対して、補助金を交付するなどの施策により、環境保全団体の連携促進、環境情報の共有を図るとともに、環境フォーラム、自然観察会などを協働で実施します。

主な事業	環境基本計画推進事業	大気汚染防止対策事業
	水質汚濁防止対策事業	

取組み方針②：環境保全に関する意識の啓発

ごみゼロ運動・河川清掃などの地域美化活動の推進や県・地域と連携した小野川・黒部川等の河川浄化を推進するとともに、地域の自主的な環境保全活動に取り組む団体を支援します。

小学校児童や保護者等を対象に、地域の自然環境の素晴らしさを理解するとともに、環境保全に対する興味・関心を高めることを目的として、毎年ホタル観察会を開催します。

主な事業	河川愛護事業	ほたる観察会事業

取組み方針③：再生可能エネルギーの利活用

住宅用太陽光発電設備など、再生可能エネルギーの家庭での利用を推進するための設備導入に対する助成を行うとともに、再生可能エネルギーの活用、環境に負荷をかけないライフスタイルの実現に向けた意識啓発を行います。

主な事業	生活環境整備事業	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市環境基本計画	平成 21(2009)年～平成 30(2018)年
香取市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	平成 30(2018)年～平成 34(2022)年まで

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
地域美化活動等への参加
環境に負荷をかけないライフスタイルの実施

■5年間の目標(目指す姿)

ごみ処理の責任体制を明確にするとともに、市民、事業者、行政の役割分担と協働の下、ごみの発生抑制、再利用・再資源化を推進することにより、適正処理が図られ、資源循環型の社会となっています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H29	H30	H32	H34
1人1日あたり のごみ排出量	総排出量/人口・年日数	1,016 g	978 g	941 g	925 g
リサイクル率	(直接資源化量・中間処理後再生利用量・集団回収量)/(ごみの排出量・集団回収量)	15.5 %	19.1 %	24.5 %	28.1 %

■現状

- 本市は、市民1人1日あたりのごみの排出量は全国平均値及び千葉県平均に比べ多く、また、合併以降、毎年約 1,000 人の人口減少にもかかわらず、一般家庭ごみ収集総量は人口比率的には減少となっていない状況です。ごみの減量化・再資源化の啓発活動等に努めています。
- 小中学校統合や高齢化により、資源回収実施団体が減少しており、集団回収量の減少が懸念されます。そのため、ごみの減量化・再資源化へ向けて更なる分別の徹底を図ることに努めていきます。また、再資源化率の向上に向けて、資源物の出しやすいシステムの構築を目指します。
- 平成 27 年度より完全ごみステーション方式になったことで、収集作業能率向上と道路事情・景観上の問題が解消されました。また、ごみステーション補助金活用により、地域の維持管理の問題解決にも繋がりました。
- 平成 27 年 12 月にごみ処理施設統合により経費削減となったことで、可燃袋の値下げと旧袋と新袋の交換を平成 28 年 12 月より実施しました。
- 平成 29 年度からプラマーク容器・包装の分別の回収を開始しています。

■主な課題

- 1人1日あたりの排出量削減が必要です。
- ごみ出し困難者への啓発が必要です。
- プラスチック製容器包装分別収集の回収を継続する必要があります。
- 不法投棄対策の継続的な実施が必要です。
- 香取広域市町村圏事務組合の焼却施設の負担軽減に向けた取り組みが必要です。
- 民間の中間処理施設利用によるごみ処理の効率化と住民の利便性向上が求められています。

■施策の展開

取組み方針①:ごみの減量化対策の推進

ごみの直接搬入の中で、枝木・草等の搬入量は、総排出量の中でも大きくウエイトを占めていることから、市の施設から民間への搬入へと変更することで、ごみ全体の総排出量が減量に反映されると思料される。

今後、市民1人1人がごみの分別の再認識をもって行うことが重要視されることであり、より一層の啓発活動に努めていきたい。

主 事業	香取市広報への啓発活動	ホームページに掲載する

取組み方針②: ごみ出し困難者対策の推進

高齢化社会のため今後についても、市の包括センターや老人施設等に声掛けを行い、ゴミ出し困難者へ対する戸別収集を継続します。

主 事業	香取市広報への啓発活動	ホームページに掲載する
	塵芥処理事業(戸別収集)	

取組み方針③: 分別収集の適正化の推進

平成29年4月より開始しましたが、高齢化社会でもあることからプラマークに対する認識及び知識が薄いため、出前講座や広報、ホームページによる啓発活動に努めていきたい。

主 事業	香取市広報への啓発活動	ホームページ
	出前講座	

取組み方針④: 不法投棄の防止

香取市における不法投棄は山林、道路や河川敷への不法投棄が後を絶ちません。また、テレビや冷蔵庫等のリサイクル家電の投棄が増加傾向にあります。そのため市では、常時不法投棄パトロールを実施しています。

また、不法投棄監視委員などの協力を得ながら、不法投棄の監視及び防止に努めます。

監視委員(31名)における役務としては、各担当地区における不法投棄頻繁個所を重点的に巡回し、月1回以上の報告書の提示を行うこととします。

主 事業	監視カメラ設置事業	不法投棄パトロール事業

■関連する個別計画

計画名	計画期間
ごみ出し困難者への家庭ごみ戸別収集	終期なし

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
維持管理

■5年間の目標(目指す姿)

公園や緑地などの適正管理や整備を行うことで、健康づくり・レクリエーション活動や憩いの場などとして活用されています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H29	H30	H32	H34
市民一人あたりの公園面積	都市公園面積/人口	6.36 m ² /人	6.54 m ² /人	7.3 m ² /人	—

■現状

- 千葉県の一人名あたり公園面積は、平成27年度末で6.3 m²/人と全国ワースト2位となっていますが、本市についても低い状況にあります。
- 財政制約等が深刻化する中で、公園施設を適切に更新し、質を向上させることが重要となっています。そのため、施設の管理への民間活力の導入が必要となっています。現在、里親制度を含め10箇所の公園について、地元自治会などへの委託を実施しています。また、小見川城山公園の桜の樹勢回復や施設の修繕など、市全域で公園全体の適切な維持管理を行っています。
- 公園ストックの老朽化の進行・魅力の低下への対応、公園空間の有効活用として、公園や広場等のオープンスペースが多面的な機能を発揮することが求められています。また、使用不能となる遊具や施設が増えることが予想されるため、既存公園の統廃合を含む整備・維持に関する長期計画の策定が必要となります。
- 橘ふれあい公園は、第1工区((仮称)交流館、パークゴルフ場、駐車場等)の用地取得が完了し、平成29年度から整備工事に着手しました。引き続き、計画的に整備を進める必要があります。
- 水辺空間については、市民にとって親しみやすい空間を創出するため、両総用水第一導水路の両岸を地域交流拠点(緑道)として整備しました。

■主な課題

- 公園施設の老朽化への対応が必要です。
- 公園管理への民間活力の導入が求められています。
- 公園長寿命化計画の策定が必要です。
- 橘ふれあい公園の計画的な整備が求められています。
- 公園管理での地域との連携が必要です。

■施策の展開

取組み方針①: 施設の適正な維持・管理

憩いの場であるとともに、防災やレクリエーションなど多様な機能を有する空間として、各公園の立地等を踏まえ、公園・緑地などの特徴や役割等を考慮した適正な維持管理と長寿命化に取り組みます。

主な事業	公園・緑地の維持管理	

取組み方針②: 多様な主体との連携

指定管理者制度などを活用することにより、民間事業者の活力やノウハウを導入し、より良い公園を目指します。そのため、その公園にふさわしい民間サービスを導入できるような制度活用方法を検討します。

また、地域による自主管理を促進し、地域との協働による維持管理を進めます。市民等と連携して公園などの管理・運営が行えるよう、役割を分担し、参加しやすい仕組みを考えていきます。

主な事業	民間活力導入の検討	市民等との連携による維持管理の促進

取組み方針③: 橋ふれあい公園の整備

香取市の「自然体験エリア」の一つである橋ふれあい公園を、豊かな自然空間を生かし、多世代間の交流の場、市民の健康増進の場及び市外からの観光客を誘致する場として拡張・再整備します。

主な事業	橋ふれあい公園整備事業	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
—	—

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
地域の公園の維持管理など

■5年間の目標(目指す姿)

カーブミラーやガードレール等といった交通安全施設の設置や防犯活動への支援により、交通事故及び刑法犯罪を減少させて、安全で安心に暮らせるまちになっています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H29	H30	H32	H34
人口1,000人当たりの交通事故発生件数	年間(暦年)の交通事故発生件数/当年10月1日現在の常住人口	3.348 件	3.248 件	3.048 件	2.848 件
人口1,000人当たりの刑法犯認知件数	年間(暦年)の刑法犯認知件数/当年10月1日現在の常住人口	7.035 件	6.965 件	6.824 件	6.683 件

■現状

- ・ 全国的に、高齢化に伴った高齢者の交通事故増加や特殊詐欺による犯罪被害が増加しています。また、自分たち自身で犯罪から「まち」を守る、交通事故を未然に防ぐといった意識の希薄化が懸念されます。今後、安全で安心な地域社会の実現を目指すには、市民自身の交通安全、犯罪防止に対する意識高揚を図ることが必要です。
- ・ 本市では、地域高齢者クラブ単位での交通安全教室の開催に注力し、その結果、受講者数も年々増加しています。また、市内全ての幼稚園、保育所においても徹底して交通安全教室を開催してきました。
- ・ 交通安全施設の整備に関しては、地区要望、通学路合同点検や交通事故発生箇所の現地診断等から緊急性や危険度を勘案して整備に取り組むとともに、有効かつ効果的な施設整備に取り組みました。
- ・ 交通安全(防犯)ボランティアに対しては、青パトの貸出しを始め、様々なパトロール用品の無料貸与等の活動支援をしてきました。

■主な課題

- ・ 交通安全意識の高揚を図るための啓発活動が必要です。
- ・ 交通安全施設の整備及び防犯設備の整備が求められています。
- ・ 交通安全(防犯)ボランティア団体との連携を推進する必要があります。
- ・ 交通安全(防犯)ボランティア団体の高齢化に対応する必要があります。

■施策の展開

取組み方針①:交通安全意識・防犯意識の啓発

今後高齢化が更に進展することから、高齢者に対する交通安全・防犯に関する働きかけは継続して実施する必要があります。今後更に交通安全教室受講を呼び掛けて受講者数増加を図って行きます。また保育園児、幼稚園児の交通安全教室開催についても、様々な観点から内容の点検・見直しを行い年少児にとって分かり易く覚えやすい内容となるよう検討を重ねて行きます。

主な事業	交通安全啓発事業	

取組み方針②:交通安全施設及び防犯設備の整備・充実

施設整備に関しては地区要望、通学路合同点検や交通事故発生箇所の現地診断等から、緊急性や危険度を勘案して実施しているが、今後は更に道路管理者・交通管理者とも連携を図った上で、有効かつ効果的な施設整備を迅速に行って行きます。

主な事業	交通安全対策施設整備事業	防犯対策事業(防犯灯整備)

取組み方針③:交通安全(防犯)ボランティア団体との連携推進・情報共有

住民(自治会等)、ボランティア団体と連携・協力を図り、自分たち自身で地域住民の交通事故を未然に防ぐ、犯罪から「まち」を守るという意識を強化させるとともに、積極的な犯罪発生情報の提供を行い犯罪の起きにくい地域づくりを推進します。

主な事業	防犯対策事業(物品貸与事業・防犯組合連合会負担金など)	青パト貸出事業
	交通安全啓発事業(交通安全活動推進団体補助金など)	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
第10次香取市交通安全計画	平成28年度～平成32年度

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
交通安全教室等への積極的な参加
必要箇所の洗出し及び地区管理
自主的な交通安全(防犯)ボランティア活動

■5年間の目標(目指す姿)

災害時の被害を最小化にする「減災」の考え方を基本として、「自助・共助」となる地域防災力が向上しています。また、「公助」である市の防災対策及び消防救急体制が整っています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H29	H30	H32	H34
自主防災組織の組織率	自主防災組織世帯／全世帯	38 %	44 %	52 %	60 %
家庭や地域で災害時の対応を共有している割合	市民意識調査の結果	— %	— %	— %	— %

■現状

- 近年の異常気象による大規模な水災害や首都直下地震、千葉県東方沖地震の発生が危惧されています。このため、防災意識の醸成による官民一体となった防災・減災対策への取り組みが必要となります。
- 本市では、千葉県が指定する土砂災害警戒区域の住民にハザードマップを配布し、土砂災害への意識向上を図るとともに、避難行動に関する周知・啓発を行いました。また、学校や公園等を緊急避難場所及び避難所として、災害種別ごとに指定しています。(緊急避難場所62箇所・避難所45箇所)自主防災組織が、111の町内において設立されたことにより、本市全世帯の38%の世帯が組織に所属しています。
- 利根川・霞ヶ浦の浸水想定が見直されたことによる洪水ハザードマップの更新が必要となります。また、災害時要支援者避難支援計画に基づく、個別の支援計画を作成する必要があります。
- 多様化する災害や事故等、消防を取り巻く環境変化への的確な対応が求められていることから、更なる消防・救急業務の強化が必要とされています。また、平成25年施行の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」により、消防団への加入促進や団員への処遇の改善等が、消防団の充実強化の取り組みがされています。
- 合理的で最大限の消防力が発揮できるよう、その基盤を整備する必要性から消防車両及び消防署所を含む消防施設の計画的な整備・更新を行っています。

■主な課題

- 自主防災組織が中心となる地域防災力の向上と、地域間相互の連携及び市との連携を充実する必要があります。
- 地域防災計画に基づく災害対策マニュアル等を作成する必要があります。また、災害対策マニュアル等に基づく、実践的な防災訓練(地震・土砂・洪水)の実施が必要です。
- 災害時要支援者避難支援計画に基づく個別支援計画を策定する必要があります。
- 洪水ハザードマップを更新するとともに、市民への説明・理解が求められます。
- 内水氾濫防止・軽減のため排水機場等の的確な管理運用を行います。
- 災害備蓄物資や防災資器材を確保する必要があります。
- 専門的な知識と技能を有する消防職員の育成と、効率的な配置を推進する必要があります。
- 消防団強化及び安全確保のため、活動車両や機材等の整備を充実する必要があります。
- 消防団員の確保が難しくなっていることから、一層、団員の加入促進に努めるとともに、団員への処遇の改善等に取り組む必要があります。また、団員定数の見直しを検討します。

■施策の展開

取組み方針①: 地域防災力の向上

自助・公助の重要性を再確認するため、自主防災組織の設立と活動の活性化を目指すとともに、消防団との連携を充実させるための体制を整えます。また、災害時要支援者避難支援計画に基づく個別支援計画の策定を推進します。

主な事業	自主防災組織設立・活性化事業	まちづくり協議会及び自治会連合会との連携構築

取組み方針②: 大規模災害に関する減災対策

土砂災害、大規模氾濫による洪水災害等の避難勧告等の発令基準を設定し、伝達手段及び避難行動を明確にして周知・啓発を行うとともに、より実践的な避難訓練等を実施します。

主な事業	避難勧告等の発令基準及び避難行動マニュアルの作成	利根川・霞ヶ浦大規模氾濫に関する減災対策事業
	土砂災害警戒区域の指定関連事業	総合防災訓練及び地区における防災訓練等の実施。

取組み方針③: 消防団機能の強化及び処遇改善

火災出動のみならず、各種災害に対して消防防災体制の中核を担う消防団員の処遇改善をはじめ、一層の充実強化に取り組みます。

主な事業	消防団活動用装備等の充実	

取組み方針④: 災害備蓄物資や防災資器材の確保

大規模災害に備え、災害備蓄の品目・数量を充実させるとともに、必要な防災資器材の整備に努めます。また、家庭及び地区コミュニティによる災害備蓄の啓発に努めます。

主な事業	民間企業等との災害時応援協定等締結の推進	備蓄・防災資器材整備

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市地域防災計画	
消防力整備後期実施計画(消防本部)	

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
地区・家庭での備蓄の推進
地区コミュニティの強化

■5年間の目標(目指す姿)

市民相談窓口や消費者相談窓口が市民に周知され、市民が円滑に相談でき、安全で安心な消費生活を送ることができています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H29	H30	H32	H34
無料法律相談の認知度	市民意識調査でのアンケート結果		50 %	55 %	60 %
消費生活講座の参加人数	研修会、セミナーへの延べ参加者数	93 人	100 人	110 人	120 人

■現状

- ・ 全国的に金銭トラブルが増加しており、金銭に関する相談や消費者相談の必要性が急激に高まってきています。
- ・ 本市では、弁護士、司法書士による無料法律相談を各々月2回、行政相談員による行政相談を月1回開催しています。消費者生活相談は週5日体制で実施しています。
- ・ 市民に対しては、法律相談や行政相談などの目的や開催日を市広報誌及びホームページに記載するなどの周知を図っていますが、市民意識調査によると重要度、満足度は低くなっています。
- ・ 今後、金銭問題に関する相談や消費生活相談が増えてくると予想されることから、相談体制の強化が求められます。このように複雑化、高度化、広範化する相談内容に対応するため、関係課と連携し、適切・迅速な窓口対応を図っています。
- ・ 平成 25 年4月から香取市消費生活センターを開設し、相談日を週5回の相談体制に充実しました。また、消費生活講座、消費生活展を開催し、市民の消費生活に関する知識の向上、自立した消費者の育成を図っています。

■主な課題

- ・ 各種相談の目的や相談窓口の周知の徹底が必要です。
- ・ 相談内容に応じた適切な対応が求められます。
- ・ トラブルに巻き込まれないためにも、自立した消費者を育成する必要があります。
- ・ 相談員の確保・能力向上が必要です。

■施策の展開

取組み方針①:相談窓口の周知徹底

複雑化、高度化、広範化する相談内容に対応するため、関係課と連携し、適切・迅速な窓口対応を図ります。また、弁護士や司法書士による無料法律相談、行政相談員による行政相談など、各種相談の目的や開設日を広く知ってもらえるよう、広報誌及びウェブサイトでの周知を強化します。

主な事業	無料相談啓発	

取組み方針②:相談体制の基盤強化

市民からの各種相談に対応するため、開庁日は毎日、市民相談の窓口を開設し、市民が問題を抱えたときにすぐに相談できる環境づくりに努めます。市民相談は基本的に随時受付、内容によっては、担当する課へ引継ぎます。

主な事業	無料法律相談	行政相談
	消費者相談	

取組み方針③:消費者を被害から守る取組の推進

消費生活講座、消費生活展の開催を通じて知識の向上を図り、自立した消費者を育成します。また、消費者団体の活動を支援することにより、市民に対する啓発活動の強化につなげます。

主な事業	消費生活に関する正しい知識の啓発	消費生活講座、消費生活展開催事業
	香取市消費者協議会補助事業	

取組み方針④:相談体制の基盤強化

市民からの各種相談に対応するため、相談員の人材確保と能力向上を図ります。

主な事業	相談業務研修会	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
—	—

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
相談窓口の把握、紹介
消費団体の活動への参加

11	地域福祉	担当課： 社会福祉課	関係課：
----	------	------------	------

■5年間の目標(目指す姿)

助け合い、支え合う地域福祉の意識が育まれとともに、地域の課題を主体的に解決するための体制づくり、包括的な支援体制が構築されています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H29	H30	H32	H34
見守りネットワーク事業	登録者数	549 人	600 人	700 人	800 人
社会福祉協議会を通して活動しているボランティアの延べ活動人数	延べ活動人数	18,176 人	18,530 人	18,890 人	19,250 人

■現状

- ・ 地域住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取組、様々な相談を「丸ごと」受け止める場の整備、相談機関の協働、ネットワーク体制の整備などを通じ、包括的な支援体制を2020年から2025年を目途に整備することとされています。
- ・ 本市では、要援護者に対し、見守りネットワーク事業を推進し、虐待及び徘徊等による事故の防止並びに災害等緊急事態の支援に備えています。要援護者台帳登録者約4,300人のうち、見守りネットワーク事業には、平成28年度で約550名が登録されています。社会福祉協議会では、ボランティアの育成と団体支援の拠点となるボランティアセンターの運営、ボランティアコーディネーターの活動を支援しており、平成28年度で88団体、延べ2,241人が登録されています。ボランティア団体数はほぼ横ばいで推移していますが、登録者数は年々増加していますがボランティアの高齢化や団体間の連携が今後の課題となっています。
- ・ 地域福祉の意識を育むために、小中学校での高齢者・障害者の疑似体験等、福祉教育を推進しました。本市では、基幹相談や療育相談の委託、療育コーディネーターの増員等、相談窓口の充実を図るとともに、多方面にわたる相談は関係各課、関係機関との連携・情報共有を図っています。今後は内容が多様化・複合化する中、連携強化のための相談体制の整備が必要です。

■主な課題

- ・ 助け合い・支え合う地域福祉の意識を育む基盤が必要です
- ・ 地域で助け合えるような活動の活性化やネットワーク化等の仕組みが必要です
- ・ 平常時も緊急時も誰もが安心して暮らせる環境が必要です
- ・ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が求められています
- ・ 相談内容が多様化・複合化する中、連携強化のための相談体制の整備が必要です
- ・ 交通弱者への移動手段の確保が求められています
- ・ 緊急時の対応体制の整備・周知が求められています
- ・ 安心して子どもを産み育てられる子育て環境の充実が求められています
- ・ ボランティアコーディネーター、ボランティア新規加入者や後継者の育成が必要です
- ・ 支援が必要な方の見守りネットワークへの加入促進が必要です

■施策の展開

取組み方針①: 福祉の意識を育む基盤づくりの整備

地域福祉を進めるためには、地域の人々の結びつきを深めるために助け合いや交流活動を盛んにすることが重要です。誰もが地域福祉に関する必要な情報を得られるよう、情報発信体制を整え、地域福祉の意識啓発に努めるとともに、様々な地域団体と協力しながら地域における交流機会を充実するなど、地域福祉の意識を育む基盤づくりを推進します。

主な事業	地域福祉に関する情報発信	地域福祉の意識啓発
	地域の中の交流の促進	福祉教育の推進

取組み方針②: 地域で助け合える仕組みづくり

一人暮らしの高齢者や障害者など支援を必要とする人を地域全体で支えられるよう地域・民間業者・行政が協働により要援護者の見守りを推進します。また、ボランティアセンターの拠点を整備し、社会福祉協議会と連携によりボランティアの育成・支援、各種団体の情報協共有・連携体制の充実を図ります。相談内容が多様化・複合化する中、関係各課、関係機関との連携・情報共有を図り、相談体制の充実に努めます。

主な事業	見守りネットワーク事業	地域で助け合える活動の推進
	ボランティアの育成・支援、情報共有・連携	情報提供・相談体制の充実

取組み方針③: 安心・安全に暮らせる環境づくり

緊急時に頼りになるのは日頃からの近所付き合いや避難訓練などの平常時のつながりと備えです。防災・防犯などに地域全体で取り組みながら、快適な生活環境の整備やサービスの質の向上など、地域の中で誰もが安心して暮らせる環境づくりに努めます。災害時の要援護者支援体制を構築するとともに、自主防災組織への支援等、避難支援体制の充実を図ります。また、移動が困難な高齢者や障害者等の移動手段の確保に努めます。

主な事業	要支援者台帳システムの充実	防犯・交通安全対策の推進
	緊急時の対応体制の構築・周知	交通利便性の向上

取組み方針④: 包括的支援体制の構築

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることが明記されたことから、この理念を実現するため、住民が身近な圏域で主体的に地域課題を把握・解決できる体制づくり、市において地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制づくりに向けて、地域の実情に合った体制を検討します。

主な事業	住民活動の交流拠点整備・活動促進	住民等に対する地域福祉活動へのきっかけづくり、参加促進
	住民主体の課題解決の体制づくり	複合課題に対応する包括的な相談支援体制の構築

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市地域福祉計画	平成 30(2018)年～平成 35(2023)年

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
地域の生活課題の把握
地域課題を解決できる体制づくり
地域の人に対する声掛けや安否確認
地域活動・行事への参加
災害時の対応体制の検討

■5年間の目標(目指す姿)

健康づくりや地域コミュニティへの参加により、いきいきとした元気な高齢者が増えるとともに、介護が必要になっても重度化を防止しながら安心して生活をおくることができます。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H29	H30	H32	H34
要支援・要介護認定率	要支援・要介護認定者数/65歳以上人口	15.1 %	14.6 %	14.5 %	15.0 %
認知症サポーター養成講座受講者数	認知症サポーター養成講座受講者数	4,228 人	4,628 人	5,028 人	5,428 人

■現状

- 介護保険法の改正により、介護予防・日常生活支援総合事業の開始、包括支援事業の充実強化といった、新たに取り組む事業が示され、対応が必要となっています。本市の介護認定率は平成28年度末で14.8%となっており、全国18.4%や県15.5%と比べ低い数値となっています。また、介護予防のための取り組みとして、65歳以上の高齢者を対象とした各種介護予防教室また介護予防のリーダー的役割を担うサポーター養成講座等を開催しています。
- 今後、75歳以上人口が増加することが見込まれるため、より介護認定者が増加することが考えられます。また、国・県よりも85歳以上の占める割合が高いことから、重度者の割合も高くなっていくと考えられます。これに関する動きとして、本市においては、平成29年5月に100床の特別養護老人ホーム施設が開所されました。介護予防事業については、専門の指導員による、65歳以上の方を対象に各種介護予防教室(転倒骨折予防教室・一般複合型教室・一般認知症予防教室・サポーター養成講座)を開催し、平成28年度は延べ2,362人が参加しました。

■主な課題

- 住み慣れた地域で暮らし続けるための地域包括ケアシステムの体制整備が必要です
- 要介護状態としないための介護予防事業の充実が必要です
- 住み慣れた地域で安心して快適に生活できる体制整備が必要です

■施策の展開

取組み方針①: 地域包括ケア体制の基盤づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようにするため、地域包括支援センターの機能を強化し、在宅医療、介護の連携及び助けあい・支えあいのまちづくりを推進します。

主な事業	地域包括支援センターの機能強化	在宅医療・介護の連携推進
	助けあい・支えあいのまちづくり	

取組み方針②: 生活支援・介護予防サービスの充実

新たな地域支援事業として、高齢者のニーズに合わせ、生活支援サービスや一般介護予防事業等の多様な事業を実施していきます。また住民主体の介護予防活動を支援し地域に根ざした予防活動を推進します。

主な事業	介護予防の充実	生活支援サービス事業の充実
	生きがいづくり・社会参加の充実	

取組み方針③: 安心して快適に生活できる環境の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、認知症高齢者に対する施策の充実を図り、地域における支えあいを推進するための仕組みづくりを推進します。

主な事業	認知症支援体制の充実	権利擁護の推進
	住まい・居住環境の充実	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画	平成30年から32年
地域福祉計画	平成30年から35年

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
生活支援の担い手としての社会参加
自主グループの活動推進
地域の高齢者の見守り支援、声かけ

■5年間の目標(目指す姿)

高齢者が知識や経験を生かして社会に参加し続けることにより、地域の支えとなり、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H29	H30	H32	H34
地域で活動している 65 歳以上の市民の割合	週1回以上地域での活動(収入のある仕事を含む)に参加している人数/アンケート回答者人数	27.6 %	30.0 %	34.0 %	38.0 %
高齢者通院タクシー事業タクシー券利用率	タクシー券利用枚数/タクシー券交付枚数	56.84 %	59.00 %	65.00 %	67.00 %

■現状

- 「人生90年時代」を迎えている今、国は平成28年7月に「我が事・丸ごとの地域づくり」を公表し、「支え手側」、[受け手側]に分かれるのではなく、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら生活する「地域共生社会」の実現を目指しています。香取市の高齢者人口は、平成37年に総人口の 38.0%を占めることが推計されています。今後、増加していく高齢者世代が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、いきいきと生活し、地域の支え手となって、社会に参加し続けていくことがより重要になります。
- 本市では、高齢者の生きがいづくり活動の支援として、香取市高齢者クラブ連合会及び単位高齢者クラブ(平成28年:クラブ数102、会員数4,064人)に対し、補助金を交付し、活動の活性化を促しています。
- 生きがい活動支援通所事業により、家に閉じこもりがちな高齢者に対し、通所サービスを提供(平成28年:195日実施、延べ611人利用)し、生きがいづくり及び社会的孤立感の解消等を図っています。
- ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯員に対しての配食サービス事業(平成28年度:458人利用、14,088食)、高齢者世帯の76歳以上の高齢者に対しタクシー券を交付し、医療機関等の通院にタクシーを利用した場合、料金の一部助成(平成28年度1,185人交付、14,627枚の利用)を実施し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるようサポートしています。
- 増加する高齢者の就業機会を確保するため、香取市シルバー人材センターの運営を支援しています。平成28年度時点で、会員数は319人となっています。

■主な課題

- 多様化する高齢者の活動ニーズに対応した高齢者クラブ組織の構築が必要です
- 高齢者の移手段の減少に対応する必要があります
- 在宅の高齢者世帯の増加により、安否確認及び見守り体制の構築が必要となっています
- 高齢者の労働と生きがいづくりの場としてシルバー人材センターの充実が必要です

■施策の展開

取組み方針①: 高齢者の地域参加の促進。

高齢者クラブの会員は年々減少しています。最大の理由は、新規会員加入率の低さにあります。今後高齢化が進む中、高齢者クラブの存在は、地域社会を維持するうえで、重要なコミュニティ組織であり、高齢者のニーズに合う組織作りが必要になり、新たな活動を促す支援が求められます。

主な事業	生きがい活動支援通所事業	高齢者クラブ活動支援事業
	敬老祝事業	シニア健康プラザ運営事業

取組み方針②: 高齢者の外出支援の充実。

高齢者世帯が増加している現在の状況において、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けるためには、移動手段の確保が必須になります。

高齢者の移動目的は買い物・通院が多く、外出支援サービスや高齢者通院タクシーだけでは、対応が不十分なため、現行サービスの充実と公共交通とのマッチングの検討をしていく必要があります。

主な事業	高齢者等外出支援サービス事業	高齢者通院タクシー事業

取組み方針③: 在宅の高齢者のみの世帯の安否確認の確立。

高齢者世帯が増加している現在の状況において、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けるために、安否確認体制の確立が必須です。

健康維持及び安否確認並びに事故などの緊急時に迅速な対応ができるよう、配食サービス事業及び緊急通報体制等整備事業の内容を充実させる必要があります。

主な事業	緊急通報体制等整備事業	高齢者配食サービス事業

取組み方針④: 高齢者の就業支援の確保。

高齢者の労働と生きがいづくりの場としてシルバー人材センターの支援を行います。

主な事業	シルバー人材センター運営補助事業	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
地域福祉計画	平成30年度から平成35年度
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画	平成30年度から平成32年度

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
地域の特性に対応した高齢者クラブ活動の定着

■5年間の目標(目指す姿)

次代の香取市を担う子どもたちが健やかに笑顔で成長し、安心して子どもを産み育てることができるまちとなっています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H29	H30	H32	H34
子育て支援センター利用者数	利用者延べ数	19,168 人	20,000 人	21,000 人	23,000 人
特定教育・保育施設待機児童者数	4月1日時点入所申込児童数と受入児童数の差	0 人	0 人	0 人	0 人

■現状

- ・ 国では平成27年4月にすべての子どもたちが笑顔で成長し、すべての家庭が安心と喜びを感じながら子育てすることができるよう「子ども・子育て支援新制度」を開始しました。
- ・ 共働き世帯やひとり親家庭の増加、就業形態の変化に伴い、求められる教育・保育ニーズが多様化しています。そのため、本市の就学前児童の人口は年々減少しているものの、保育所等への入所者、特に3歳未満児の入所希望者が増えています。また、放課後児童クラブにおいても入所対象者が小学校6年生までに拡大されたことによる高学年の入所や保育所から引き続きクラブを利用する家庭が増えたことから利用者が大幅に増加しています。
- ・ このようにニーズが高まる中、教育・保育施設については、公立保育所の統廃合によるこども園の開設、民間保育施設の行う施設の再整備に伴うこども園移行や3歳未満児保育の充実、小規模保育事業の整備等への支援を進め、放課後児童クラブについては児童クラブを増設して対応してきました。
- ・ 今後は、引き続き民間法人による保育所の整備やこども園化への支援などを行うことで利用者が選択しやすい環境を整備し将来的な待機児童の発生抑制につなげるとともに、放課後児童クラブにおいては、待機児童と未整備地域への対策を講ずる必要があります。
- ・ 子ども医療費助成については、助成対象を中学生から高校生まで拡充し、子育て家庭の経済的負担を軽減しています。また、市内各地域に子育て支援センターを7か所設置し、子育てに関する相談や、親子どうしの交流の場を提供し、孤立感、子育てに関する不安感や負担を軽減しています。

■主な課題

- ・ 子育て家庭への経済的支援の継続が必要です。
- ・ ひとり親家庭への自立支援の継続が必要です。
- ・ 地域の子育ての交流・相談支援体制の継続が必要です。
- ・ 多様化する保育ニーズに応じた保育環境の整備やサービスの充実が必要です。
- ・ 増大する保育需要に対応した保育士の確保が必要です。

■施策の展開

取組み方針①:子育て家庭への経済的支援の継続

子育て世帯への支援として、子どもの保健対策の充実及び、経済的負担の軽減を図り、子どもの健全な育成を推進しています。対象は0歳から18歳の年度末までの子どもの医療費を一部助成しています。また、0歳から16歳の年度末までの子どもに児童手当を支給し、子育て世帯の経済的支援を行っています。

主な事業	子ども医療費助成事業	児童手当支給事業
------	------------	----------

取組み方針②:ひとり親家庭への自立支援の継続

ひとり親家庭の自立を促進するために、経済的支援として児童扶養手当やひとり親医療費等の助成を行っています。また、自立のための母子家庭等自立支援給付金事業や、自立支援員を設置し、生活相談、修学や就労のための国や県の制度を案内するなど自立に向けた支援を行っています。

主な事業	ひとり親家庭扶助事業	母子家庭等自立支援給付金事業
	母子・父子自立支援員設置事業	

取組み方針③:地域の子育てに関する支援・相談体制の継続

子育て支援センター7か所と児童館1か所を設置し、地域の親子交流の場や、子育てに関する相談ができる場を提供しています。また、家庭児童相談室においては、養育等に関する相談や、要支援児童に関する相談を受け、関係機関と連携し支援しています。

主な事業	子育て支援センター設置事業	家庭児童相談室設置事業
		児童館運営事業

取組み方針④:保育環境の整備とサービスの充実

保育ニーズの高まりや待機児童発生抑制の観点から、多様化する保育需要に対応するため、幼保一元化施設の整備、民間法人の施設整備に対する支援などとともに公立施設の統廃合や民営化などを検討し、ニーズに応じた保育環境やサービスの充実を図ります。

主な事業	保育所施設整備事業(幼保一元化施設を含む)	保育所運営事業
	放課後児童クラブ整備・運営事業(業務委託含む)	ファミリーサポートセンター事業

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市子ども・子育て支援事業計画	平成27(2015)年～平成31(2019)年
幼保一元化施設整備計画	平成26(2014)年～平成30(2018)年

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
子どもたちが健やかに学び、遊び、成長していくための地域資源として、市民の温かい目で見守り、育てていく意識が必要とされている。

■5年間の目標(目指す姿)

ノーマライゼーション意識が向上し、障害のある人もない人も共に生き支えあっています。また、公共空間の整備にあたっては、ユニバーサルデザインに基づき、多くの人が利用しやすい生活環境が作りだされています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H29	H30	H32	H34
一般就労移行者数	福祉施設を退所し、一般就労する人数(人/年)	25 人	27 人	28 人	29 人
居宅障害福祉サービス利用者数	在宅で障害福祉サービスを利用している人数(人/年)	467 人	490 人	495 人	500 人

■現状

- 全国的な傾向として、障害のある人の高齢化、障害の重度化、重複化、そして、障害のある人を支える家族の高齢化などにより障害福祉施策へのニーズが増加、多様化、複雑化しています。
- 本市における障害者手帳所持者数の推移をみると、総数は微増傾向で推移しており、手帳別では、身体障害者手帳所持者がほぼ横ばいで、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者が増加で推移しています。ハローワーク、障害者就業、生活支援センター等と協力し障害者に職業の紹介や就職後の安定化を指導し、障害者の一般就労を推進しています。今後は、障害者の就労支援や地域でも安心して生活できる社会の実現のために、地域社会の理解と協力を得ながら取り組むことの重要性がより必要となります。
- 本市における取組として、障害児等が必要な支援を受けられるよう、療育支援コーディネーター等を活用し、また、事業者や関係機関との連携を強化しサービス提供を行ったほか、障害等への理解を深めるための啓発として、住民に対しては広報誌等で、民生委員や市職員に対しては研修を実施しました。
- 一般就労移行者数について、ハローワーク、障害者就業、生活支援センター等と協力し障害者に職業の紹介や就職後の安定化を指導するとともに、障害福祉サービス(就労移行支援)の支給を通して、障害者の雇用促進を図っています。また、利用者のニーズと福祉施設の意向を尊重しながら、生活介護、居宅介護などのサービスを通して、日中活動の場の充実や居宅生活費の支援の充実を図っています。

■主な課題

- 障害のある人に対する理解の浸透と協働の推進が求められています。
- 療育・教育体制の充実が求められています。
- 障害者の雇用・就労の促進及び定着が求められています。
- 生活支援サービスの充実が求められています。
- 障害者の生活環境の整備・充実が求められています。

■施策の展開

取組み方針①:療育・教育体制の充実

障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じて、きめ細やかな支援を行うため、一貫した教育や療育を行うとともに、学習障害、注意欠陥・多動性障害、自閉症などについて教育的支援を行うなど、障害や発達の遅れのある子もない子どもともに地域で育てる環境づくりに努めます。

主な事業	障害児相談支援 放課後等デイサービス	児童発達支援 特別支援教育体制推進
------	-----------------------	----------------------

取組み方針②:雇用・就労の促進

雇用・就労は障害者の自立・社会参加のための重要な柱であり、障害者がその能力を最大限に発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう、一人ひとりの特性を踏まえた条件整備が求められます。一般就労のほかに就労移行支援事業所等の就職に向けた職業訓練等のサービス提供を行い、事業所の体制整備を促進するとともにサービスの質の向上の努め、就労支援の充実を図っていきます。

主な事業	就労移行支援	就労継続支援
------	--------	--------

取組み方針③:生活支援サービスの充実

障害者の多様なニーズに対応した生活支援体制の整備を図り、福祉サービスの量的、質的充実に努めます。

主な事業	居宅介護 手話通訳者派遣	障害者相談支援 成年後見制度利用支援
------	-----------------	-----------------------

取組み方針④:生活環境の整備・充実、社会活動への参加促進

公共空間の整備にあたっては、可能な限り、バリアフリー、ユニバーサルデザインの配慮に努めます。また、東日本大震災の経験と教訓をふまえ、災害時における障害者等の災害弱者の生命と生活を守る避難支援体制の整備を進めます。

主な事業	災害時要援護者の避難体制の検討 福祉タクシー事業	住宅改修費給付
------	-----------------------------	---------

■関連する個別計画

計画名	計画期間
第3次障害者基本計画	平成30(2018)年～平成35(2023)年
第5次障害福祉計画	平成30(2018)年～平成32(2020)年

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
障害者に対する関心や理解を高める
障害の有無にかかわらずお互いに交流

■5年間の目標(目指す姿)

生活習慣病予防のための健診、健康指導・相談等の充実や母子保健における妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実が図られ、市民が健康で元気に暮らしています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H29	H30	H32	H34
妊婦歯科検診の受診率	妊婦歯科検診対象者に対する受診率 (受診者÷対象者×100)	16.5 %	21.0 %	30.0 %	37.5 %
がん検診の受診率	がん検診対象者に対する受診率 (受診者÷対象者×100)	21.8 %	24.1 %	26.4 %	28.8 %

(H28データ)

■現状

- ・ 少子高齢化が進行するとともに、様々な社会環境の変化に伴う疾病構造の変化などにより、がん・心臓病・脳卒中・糖尿病等の生活習慣病や、寝たきり・認知症が増加するとともにCOPD(慢性閉塞性肺疾患)やロコモティブシンドローム(運動器症候群)等の新しい健康課題も浮き上がってきています。
- ・ 本市においては、食習慣の乱れや栄養の偏りなどが見受けられ、高血圧・高脂血症・糖尿病など生活習慣病や働き盛り世代の肥満傾向、若年層の健康への関心の低さなどが懸念されます。健康意識調査では、「食生活の中で塩分をとりすぎていると思いますか。」という問いに対し「とりすぎていると思う(13.4%)」、「やや多いと思う(38.9%)」を合わせた回答の割合が52.3%を占めています。
- ・ 乳幼児の健康診査の受診率は、ほぼ横ばいであり、未受診者については、電話や母子保健推進員及び保健師の訪問等により受診率の向上に努めています。
- ・ 成人のがん検診の受診率は少しずつではあるが増加しています。がん検診については、経費削減や受診率の向上のため、特定健診と合同実施を検討し、平成28年度から前立腺がん検診を、平成29年度から肺がん検診を実施しています。
- ・ 予防接種は、定期接種(B類)の高齢者インフルエンザ・肺炎球菌、任意接種のロタウイルス(平成28年度から)・おたふくかぜ(平成29年度から)について一部助成し、予防接種を奨励しています。
- ・ 乳幼児健診、保育所・幼稚園及び小学校でのみがかき指導の充実により、むし歯罹患率は低下傾向にあります。妊婦、成人歯科健診については、受診率の向上に向けた取り組みを推進する必要があります。

■主な課題

- ・ がん検診の受診率の向上が必要です
- ・ 予防接種の接種率の向上が必要です
- ・ 栄養と食生活の改善が必要です
- ・ 健康の増進が必要です
- ・ 母子保健機能の充実が必要です

■施策の展開

取組み方針①: がん検診の受診率の向上

特定健診との同時実施、個別検診の導入検討など検診の充実を図ります。

主な事業	特定健診との同時実施	個別検診の導入
	予約システム委託の検討	

取組み方針②: 予防接種の接種率の向上

予防接種については、引き続き、個別通知や勧奨通知を送付するとともに、子育てモバイルの PR などにより周知に努め、接種率の向上を図ります。

主な事業	インフルエンザ・肺炎球菌予防接種の接種率の向上	おたふくかぜ・ロタウィルス予防接種の接種率の向上

取組み方針③: 健康の増進

市民が生涯を通じて健康で質の高い生活を送ることができるよう、健康増進計画「健康かとり21(第2次)」に掲げる健康づくりや糖尿病予防教室、高血圧症予防教室など生活習慣病予防のための教室や特定健診で要指導判定者及び早期健診で要治療・要指導と判定された者に対して、健診結果の説明及び動機づけのための指導を行います。また、ロコモティブシンドローム予防教室やゆる楽教室などの事業を推進します。

主な事業	生活習慣病予防・改善対策の推進	歯と口腔の健康づくりの推進
	休養、こころの健康づくりの推進	栄養と食生活の改善

取組み方針④: 母子保健機能の充実

妊娠・出産・子育てに関する健康相談・訪問指導及び子育てモバイルサービスなど母子保健施策を推進するとともに、妊娠から子育て期までの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターの設置、体制づくりを推進します。

主な事業	妊婦・乳児訪問指導事業	母子保健事業
	妊婦乳幼児保健事業	子育て世代包括支援センターの設置

■関連する個別計画

計画名	計画期間
健康増進計画「健康かとり21(第2次)食育推進計画・自殺対策計画」	平成 29(2017)年度～平成 33(2021)年度

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
健康づくりに対する意識の向上
安心して子育てができる地域づくりの推進

■5年間の目標(目指す姿)

安全で安心な医療の提供による地域医療環境の充実を図り、市民が健康で元気に暮らしています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H29	H30	H32	H34
香取市健康相談ダイヤル24の相談件数	相談件数(H28 データ)	3,677件	3,700件	3,800件	3,900件

■現状

- 全国的に医師・看護師等の医療従事者の確保、地域的な偏在の解消が大きな課題として取り上げられています。本市において、特に周産期医療については、医師の偏在化と産科医の不足に起因し、合併直後から後退しています。今後は、休日夜間診療の継続と平日夜間診療の拡充、特に小児救急医療の提供体制の整備が喫緊の課題となっています。香取市内の公立病院では、常勤医師の減少により、入院ベッドが空いていても救急患者や手術、入院患者の受入れができない状態です。
- 健康医療電話相談サービス事業として、急な病気・けがで困ったときの対応や、健康・医療・育児・介護に関する相談に、医師・保健師・看護師などが24時間・年中無休、相談料・通話料無料の電話相談サービスを行っています。
- 休日の夜間(19時から22時)、地域住民の救急患者の医療を確保するため、香取郡市医師会による、内科医及び小児科医14人、外科7人による輪番制で診療を委託しています。
- 県立佐原病院については、平成28年11月に「香取地域における医療提供体制の充実について」要望し、その実現に向けて引き続き県と協議を進めています。
- 小見川総合病院については、平成29年に新病院建設事業に着手し平成31年度完成開院の予定となっています。最新医療機器を整備し、引き続き医師の招聘に努めていく予定です。

■主な課題

- 市民が身近で安心して医療サービスが受けられるよう、医療体制を構築するとともに、地元医師会、市内医療機関と連携し、地域医療の充実を図る必要があります。
- 周産期医療・小児医療の充実を図る必要があります。
- 健康医療電話相談サービス事業「香取市健康相談ダイヤル24」の充実を図る必要があります。

■施策の展開

取組み方針①：地域医療体制の充実

「香取地域における医療提供体制の充実について」、市の要望に対する県からの回答の実現に向けて協議を継続していきます。小見川総合病院の建替えに伴い、診療体制の充実を図ります。地元医師会の協力を得て、在宅当番医制の充実を図っていきます。

主な事業	小見川総合病院の診療体制の充実	地域医療の充実(医師会等へ助成、在宅当番医制事業)

取組み方針②：常勤医師の確保

医師の確保については、市単独では非常に厳しいものがあることから、関係機関と連携し、あらゆる機会を通じて、国・県に要望し、常勤医師の確保を図っていきます。

主な事業	小児医療の充実	産科医確保対策

■関連する個別計画

計画名	計画期間
—	—

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
—

■5年間の目標(目指す姿)

資格・医療費の適正化を推進し、国民健康保険・後期高齢者医療保険制度が健全に運営され、生活に困窮した人たちへの支援が充実し、生活困窮状態が改善されています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H29	H30	H32	H34
特定健康診査の受診率	健診受診者数/対象者数	46.22 %	47.50 %	49.00 %	50.50 %
国民健康保険被保険者1人当たりの医療費	総医療費/被保険者数	341,652 円	355,454 円	362,563 円	369,814 円
生活困窮状態が改善(増収)された世帯数	生活困窮者自立支援相談の相談者で生活改善(増収)できた件数	9 世帯	9 世帯	9 世帯	9 世帯

■現状

- 国民健康保険制度は都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村は地域に密着した事業を行い、制度の安定化が図られることとなります。
- 本市において、被保険者の高齢化の進行と医療の高度化に伴い医療費は増加傾向にあります。一人当たりの医療費は、333,614円(平成27年度)から341,652円(平成28年度)へと増加しており、今後も増加が見込まれます。一方で、保険料収納額は、被保険者の減少と高齢化により、25億9千万円(平成27年度)から24億9千万円(平成28年度)と減少しています。これに対して、本市では広報誌・ホームページによる制度周知、医療費・ジェネリック医薬品差額通知の発送、データヘルス計画に基づく健康診査など各種健康普及事業による医療費適正化を図っています。
- 健康診査は、集団または医療機関健診を選択、健康づくり課実施の前立腺がん検診等を同時に受診できるなどの受診環境を改善、その結果、平成28年度の受診率は前年度比0.8%増となった。また、早期健康診査の対象年齢を35歳から20歳に引き下げ実施しています。
- 生活困窮者自立支援制度によって、生活困窮者の自立相談支援が強化されましたが、国は支援につながない生活困窮者への対応や支援メニューの不足を課題としています。
- 本市の生活保護世帯数は、本市人口の減少にかかわらず488世帯591人(平成24年)から595世帯717人(平成29年)と増加しています。様々な課題を抱えている生活困窮者の相談に対応するため、香取自立支援相談センターを開設し、相談支援体制を整備しました。今後は、まだ制度を知らない方や支援につながない生活困窮者へどのように支援をしていけるかが課題です。

■主な課題

- 健康診査の受診率向上(特定・早期・後期高齢者医療)が必要です。
- 医療費の抑制が必要です。
- 健康普及事業の充実が必要です。
- 保険税(料)収納率の向上(国民健康保険、後期高齢者医療保険)が必要です。
- 生活困窮者への支援の充実が必要です。

■施策の展開

取組み方針①: 健康診査受診率の向上

健康診査実施に伴い関係機関との連携・協力により、検査項目などの検討や受診機会の増加などを行い健診内容や受診環境を改善します。また、過去の受診記録を活用し未受診者に対して、文書による受診勧奨と未受診の理由などを調査し、受診率の向上を図ります。

主な事業	香取郡市医師会との連携 受診環境改善	受診勧奨通知発送
------	-----------------------	----------

取組み方針②: 医療費の適正化

健康診査の実施のほかに、ジェネリック医薬品の活用促進、医療費のしくみや受診日・医療費の確認のための情報を被保険者に提供し、医療制度の理解や健康管理意識の向上を促します。また、レセプト点検の強化により、不当利得や過誤請求を減らし過大請求などの抑止により医療費の適正化に取り組みます。

主な事業	ジェネリック医薬品活用による差額通知発送 レセプト点検	医療費通知発送
------	--------------------------------	---------

取組み方針③: 健康普及事業の充実

健康管理に対する意識の向上を目的として、健康に関する医療講演会、体操教室、ウォーキング教室等の事業の実施することで、医療費の抑制を図ります。また、ホームページへの医療コラムの掲載により医療情報の提供を図ります。

主な事業	医療講演会開催 医療情報提供	体操教室、ウォーキング教室開催
------	-------------------	-----------------

取組み方針④: 国民健康保険税収納率の向上

早期納付の促進、納税意識喚起を促す目的で、催告書の発送と広報への記事掲載、税務課窓口及び金融機関へ直接依頼し口座振替の促進を図ります。定期的に検討会を開催し情報を共有、迅速・徹底した財産調査を行い、担税能力を見極めた上で滞納処分を実施し、滞納の停滞を防止します。

主な事業	徴収体制整備 滞納整理	口座振替推進
------	----------------	--------

取組み方針⑤: 生活困窮者への支援の充実

生活保護受給者の増加に加え、非正規職員の労働者や低所得の給与収入者など、生活に困窮するリスクの高い層が増加しています。このため、生活保護受給者に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者への相談支援や就労・自立の促進に取り組みます。

主な事業	生活困窮者自立支援相談事業の強化 被保護者就労支援事業の実施	ハローワークと就労自立支援事業の実施
------	-----------------------------------	--------------------

■関連する個別計画

計画名	計画期間
第2期データヘルス計画書	平成30年～平成35年

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
医療費抑制の理解
保健事業への参加
制度の理解や就労活動

■5年間の目標(目指す姿)

少子化の進行による児童・生徒数の急激な減少に対応し、「香取市学校等適正配置計画実施プラン」に基づく学校の適正配置並びに教育環境の改善及び老朽化した学校施設の長寿命化が図られています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値			
		H29	H30	H32	H34	
香取市内の学校数	学校数	小学校 22校	小学校 21校	小学校 16校	小学校 14校	
		中学校 7校	中学校 7校	中学校 7校	中学校 5校	
大規模改修工事を実施した校舎棟数	校舎棟数	12校	14校	16校	18校	
トイレ洋式化率	全体トイレ数に対する 洋式トイレ数	小学校 42.80%	小学校 48%	小学校 59.20%	小学校 89.30%	
	(小学校・中学校)	中学校 51.80%	中学校 51.80%	中学校 58.80%	中学校 92.60%	

■現状

- 全国的に児童生徒数の減少や学校施設の老朽化は大きな問題となっています。文部科学省では、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を、同年7月には「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」を作成し、学校の適正規模化、学校施設の長寿命化を促進しています。
- 本市では、平成22年7月に「香取市学校等適正配置計画実施プラン」を策定し、市民協働で適正配置を推進しています。学校施設の耐震化は平成27年度末に完了し、平成29年度から学校トイレの洋式化を進めています。現在、中学校2校で校舎の大規模改修事業を実施しているほか、統合に伴う新設小学校の校舎及び屋内運動場等の整備を進めています。
- 教育環境の不均衡や地域格差等を是正し、教育環境の質を保つため「香取市学校等適正配置計画実施プラン」に基づき、小中学校の再編統合を進めた結果、平成22年から平成29年の7年間で、小学校数は25校から22校に、中学校数は8校から7校にそれぞれ減少しました。再編統合に伴い、遠距離通学となる児童生徒の通学を支援するため、スクールバスの導入を進めています。

■主な課題

- 適正な学校規模を維持するため学校の再編・統合を進める必要があります。
- 老朽化した学校施設の長寿命化を計画的に進める必要があります。
- 統合に伴い、スクールバスの導入台数が増加し、効率的な管理運行が求められます。
- 教育環境の整備を推進します。
- 廃校施設の利活用については、全庁的に取り組む課題です。

■施策の展開

取組み方針①: 学校等適正配置

学校規模による教育環境の不均衡や地域格差を是正するため、通学距離や小中学校の配置バランスを考慮しながら、学校施設の適正規模・配置を検討し、市民協働で学校再編を推進します。

主な事業	香取市学校等適正配置計画実施プラン第一次改定版に基づく小中学校の統廃合の推進	香取市学校等適正配置計画実施プラン第一次改定版の見直し
	山田地区統合小学校整備事業	

取組み方針②: 学校施設の長寿命化

香取市公共施設等総合管理計画及び香取市学校等適正配置計画実施プラン第一次改定版と整合性を図りながら「学校施設の長寿命化計画」(平成 32 年 4 月まで)を策定し、児童生徒等一人ひとりに配慮した安全で快適な教育環境の整備を行います。

主な事業	学校施設長寿命化計画(個別計画)の策定	学校施設長寿命化計画に基づく老朽化施設の長寿命化
	小見川中学校校舎大規模改修事業	山田中学校校舎大規模改修事業

取組み方針③: スクールバスの適正な管理運行

小中学校の再編・統合の推進に伴い、スクールバスの運行台数が大幅に増大する見込みであるが、その導入については、児童生徒の通学時の安全性の確保を図ることを前提とし、すでに運行しているスクールバス活用状況や他の公共交通機関の運行形態等、様々な要素を総合的に勘案しながら、効率的かつ効果的に進める。

主な事業	スクールバスの導入及び適正な運行管理	

取組み方針④: 快適な教育環境の整備

学校トイレの洋式化を推進します。目標とする洋式化率は90%として平成 29 年度から平成 33 年度を計画期間とし、全体で約250か所のトイレを洋式化し、各年度で約50か所のトイレを洋式化していく。

主な事業	学校施設のトイレの洋式化の推進	情報化教育への対応(大規模改修時等において、校内 LAN 等の情報化設備の整備を図る。)
------	-----------------	--

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市教育ビジョン	平成 22 年度～平成 31 年度
後期教育振興基本計画	平成 27 年度～平成 31 年度
香取市学校等適正配置計画実施プラン第一次改定版	平成 22 年度～平成 37 年度 ※27 年度見直し

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
検討会等、地域特性等を加味しながら学校統合の検討

■5年間の目標(目指す姿)

次世代を見据えた児童生徒の「生きる力」の育成に向けて、確かな学力・豊かな心・健やかな体を育むことができる教育環境が充実しています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H29	H30	H32	H34
長期欠席児童生徒の割合	長期欠席児童生徒数	1.29 %	1.07 %	1.07 %	1.07 %
全国学力学習状況調査(算数・数学)スコア	香取市のポイント/全国平均	小 -7.8 中 -5.9	小 -5.0 中 -3.0	小 -2.0 中 -1.0	小 +1.0 中 +1.0

■現状

- ・ 学習指導要領及び千葉県学校教育指導の指針等に基づき、社会に開かれた教育課程の推進が求められています。本市においては、学びの質の向上を図り、「主体的・対話的で深い学び」を実現することで、児童生徒の学力の向上を目指しています。
- ・ 本市では、独自の標準学力調査を小学校5年と中学校2年の児童生徒対象に実施しています。平成28年度の実施結果では、小学校は国語・社会・理科が、中学校は国語・理科・社会・英語が全国平均を上回っており、学力向上に対する取組の成果が伺えます。しかし、算数・数学の到達度は全国平均から下回り、特に思考力・活用力の向上が課題です。
- ・ 発達障害の可能性のある子どもを含めた特別な支援を必要とする児童生徒が増加しており、インクルーシブ教育システムの構築に向け、学校での支援体制の充実が求められています。特別支援教育の推進のため管理職及び通常学級担任の特別支援教育への理解を深める必要性から、専門家を招聘し、実践的な指導技術について学ぶ機会を設けています。
- ・ 長期欠席児童生徒(長欠)対策として、家庭向けリーフレットの配付、電話相談「ほっとダイヤル」の開設、教員研修、学校訪問等での聞き取りを行うとともに、学校・関係課・関係機関と連携し対応にあたっています。ここ数年は長欠率が増加しているが、国・県と比較して依然低い値です。

■主な課題

- ・ コンピュータの活用能力向上に向けた教育環境の計画的整備が必要です。
- ・ 学習指導要領の趣旨に基づき、円滑な教育課程の実施及び評価が必要です。
- ・ 基礎学力の定着が必要です。
- ・ 郷土愛の育成や地域理解の促進が必要です。
- ・ 管理職や通常学級担任に対し、より一層の特別支援教育の理解が必要です。
- ・ 長欠については未然防止・早期発見・早期解決を視点に関係機関との連携が必要です。

■施策の展開

取組み方針①:学校教育環境の整備

教育情報化の推進に対応した教育環境の整備充実を進めており、平成31年度には市内小中学校全校において無線LANが使えるようにするとともに、タブレット端末を導入しています。今後もコンピュータやデジタル機器等の計画的な更新を進めていきます。

主な事業	学校ICT環境整備事業	

取組み方針②: 確かな学力の育成・特色ある学校教育の推進

全国学力学習状況調査では他教科と比較して算数・数学の学力に課題があることがわかっています。そのため、教員の指導力の向上を図り、児童生徒の知識・技能の定着及び活用力を高める取り組みを行います。

児童生徒の実態に応じた教育課程を編成するとともに、地域の教育力を積極的に活用し地域の特性を生かした教育の推進を目指します。

主な事業	教員の授業力の向上(魅力ある授業法の提示)	郷土愛の育成や地域理解の促進
	外国語教育の推進	学校支援ボランティアの活用

取組み方針③: 特別支援教育の推進

特別な支援が必要な児童生徒がさらに増加することが見込まれます。特別な配慮を要する児童生徒の多様なニーズに対応するため、全教職員の専門的な理解を深めるようにします。

主な事業	特別な配慮が必要な児童生徒に対する理解と対応についての研修	特別な配慮が必要な児童生徒に対する学校体制の充実支援

取組み方針④: 生徒指導・相談体制の充実

学校、子育て支援課、児童相談所、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等関係機関、関係課と連携を密にし、課題を抱える児童生徒の支援及び学校支援を行います。

主な事業	関係機関、関係課と連携したいじめ防止対策、不登校支援対策	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市教育ビジョン	平成 22 年度～31 年度
後期教育振興基本計画	平成 27 年度～31 年度

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
学校支援ボランティアへの参加

■5年間の目標(目指す姿)

家庭、学校、地域の見守りにより、青少年が豊かな人間性を育み、社会生活を営む力と人生を切り拓く創造力を身につけながら健やかに成長し、自立できる環境が整っています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H29	H30	H32	H34
地域ボランティア活動経験者の割合(小学校6年生)	地域ボランティア経験有りと回答した児童数 ／アンケート回答者数	36.5 %	40.0 %	45.0 %	50.0 %
友達との約束を守っている児童の割合(小学校6年生)	守っている、どちらかといえば守っていると回答した児童数／アンケート回答者数	96.9 %	98.0 %	99.0 %	100.0 %

■現状

- ・ 国では、平成25年度から第2期教育振興基本計画を施行し、その中の基本施策「豊かな心の育成」の関連予算として、「健全育成のための体験活動推進事業」、「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」などが措置されています。全国的に、急速な少子化、インターネットやスマートフォンをはじめとする情報通信の氾濫、厳しい雇用情勢などの複合要因により、多様化、複雑化した青少年問題を引き起こす要因となっています。子どもの貧困、引きこもりや不登校などが深刻化し、一般的な社会生活を円滑に過ごすことが困難な青少年への支援が大きな課題です。
- ・ 本市では、青少年相談員がスポーツや合宿等の野外活動を通じたふれあい活動のほか、地域の青年リーダーとして良き遊び相手、良き相談相手となっています。ジュニアリーダーは、子ども会のお兄さん、お姉さんとして、活動をサポートする役割が定着しています。
- ・ 子ども会活動については、栗源の夏まつりに市子連からジュニアリーダーを派遣し積極的に広報宣伝しています。子ども会をアシストするOB会や支援グループ、役員が参加し易いよう会議会場を地区まわり順とし、地理的・時間的な負担軽減に配慮しています。また、ジュニアリーダーやボランティアは少人数ながら積極的で、小さな単位での活動も活発にしています。そのほか、異学年との交流機会や社会性を育むことを目的とし、小学生通学合宿も開催しています。

■主な課題

- ・ 青少年が夢を抱き、未来に向け生きる力を養う活動の場が必要です(異年齢交流の促進、人との交流機会の拡充の必要性)。
- ・ 青少年が地域のふれあいにより、様々な経験を積める学校外活動が必要です。
- ・ 家庭・学校・地域の連携による市民一体となった青少年健全育成の推進が必要です。
- ・ 大人のモラル・マナーの低下による子育て力の低下抑制が必要です。
- ・ 飲酒や喫煙、薬物乱用、情報氾濫など有害環境対策と防止啓発教育が必要です。
- ・ 非行防止のため、警察、学校、青少年相談員等との更なる連携協力が必要です。
- ・ すべての教育の出発点である保護者の家庭教育力の向上が必要です。
- ・ 大人が手本となり、正しい生活習慣、社会性、規範意識などを高める必要があります。

■施策の展開

取組み方針①: 学校外活動の充実

青少年相談員によるヘルスパレーボール大会、綱引き大会、サイクリング大会やスキー合宿などの開催を支援します。地域の高校生ボランティアの協力による小学生通学合宿を実施します。地域ボランティアによる放課後の地域交流や休日のよさこい鳴子踊り教室などの放課後子ども教室や人材バンクボランティアによる水上スポーツ、里山ハイキング、木工教室、ホテル観賞会などのわんぱく教室の開催も支援します。

主な事業	生涯学習振興事業	放課後子どもプラン事業
	青少年対策事業	

取組み方針②: 地域における放課後、休日等の子どもの安全安心な居場所づくり

青少年が地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境を推進し、安全で安心な活動拠点を作るため、地域住民による小学校の余裕教室や公民館等を活用した学校活動以外の居場所、学びの場作りを支援します。これらにより、地域での子どもの見守りと子育て力の向上に取り組めます。また、貧困家庭ほか不適切な養育環境にある子どもの健全育成のため、ボランティアによる「子ども食堂」の開設についても協議します。

主な事業	生涯学習振興事業	社会教育事業
	放課後子どもプラン事業	

取組み方針③: 地域等との連携協力と青少年の非行防止活動の推進

地域での青少年の健全育成活動の積極的な推進を図るため、青少年相談員兼防犯指導員を配置します。併せて関係者内で青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する施策の連絡調整を図るため、市長を会長とする青少年問題協議会を設置します。これらの連携による健全育成事業として、新成人を祝う成人式を開催するほか、防犯パレードや青色パトロール車による防犯活動を実施し、安全安心なまちづくりを進めます。

主な事業	青少年対策事業(青パト含む)	社会教育事業(成人式含む)

取組み方針④: 家庭教育力の向上

教育全般に関し識見を有する家庭教育指導員を配置し、家庭教育に関する相談及び指導を行うほか、家庭教育学級の企画、運営及び学習内容について指導助言します。併せて、教育全般に関し識見を有し、かつ、社会教育に関する指導技術を身に付けている社会教育指導員を配置し、社会教育全般に関し、直接指導及び助言、学習相談又は社会教育団体等の育成に努めます。

主な事業	生涯学習振興事業	社会教育事業
	放課後子どもプラン事業	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市教育ビジョン	平成 22 年(2010)から平成 31(2019)年
香取市生涯学習推進計画(第2次)	平成 27 年(2015)から平成 31(2019)年

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
団体への加入と積極的な行事参加
青少年相談員へ加入と積極的な行事参加
子ども教室など交流活動への参加
運営ボランティアなど積極的な行事参加
青パト車など非行防止、防犯活動への参加

■5年間の目標(目指す姿)

誰もが気軽に学問や文化芸術に触れ、学習意欲を満ちし、得た知識や成果を地域社会に生かし、発表できる場があるまちとなり、活動を通じて生きがいや地域との交流を持ち、豊かな人生を送る市民が多くなっています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H29	H30	H32	H34
生涯学習(文化・芸術)活動の推進	市民意識調査「施策の重要度・満足度」	%	%	%	%
図書資料の貸出冊数	貸出冊数	218,158 冊	220,000 冊	225,000 冊	230,000 冊

■現状

- ・ 文部科学省では、教育基本法に基づき、一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目指しています。
- ・ 本市においては、高齢化が進む中、生涯学習のニーズと重要性が一段と高まっている一方で、活動する人が限られている。
- ・ 老朽化が著しく利用者が伸び悩んでいる佐原中央公民館と佐原中央図書館は、新設される佐原駅周辺複合公共施設に移転が計画されています。また、旧小見川町文化会館は老朽化により、その機能を平成25年度に開館した小見川市民センターに移行しました。東日本大震災により被災した旧栗源公民館の機能を平成26年度に開館した栗源市民センターに移行し、佐原文化会館は平成26年度に大規模改修工事を施しました。
- ・ いつでもどこでも誰でも文化芸術を鑑賞し、参加、創造できるよう、文化芸術団体活動に市民参加を一層促すとともに、気軽に触れ合う様々な機会を提供しています。生涯学習の拠点となる公民館、図書館の講座、教室も市民ニーズを捉え好評で、市民に積極的に活用されています。図書館では読書手帳導入により、15歳未満の新規登録者が増加するとともに、ウェブ上の予約、貸出延長など公民館、図書館の利便性が向上しました。
- ・ 人材バンク生涯学習ボランティアの派遣と子ども体験学習事業を実施しました。ボランティア派遣事業は学校・福祉施設などへの派遣が主であり、子ども体験学習事業は小学生と地域住民の交流の場として認識されつつあります。そしてボランティアは、教室や講座の講師も務めています。

■主な課題

- ・ 時代の変化や情報技術の進歩を踏まえた学習機会の提供が求められています。
- ・ 学びを通じて地域の活性化を図り、地域づくりを推進する役割が求められています。
- ・ 20歳～40歳代や中高生の参加者、利用者を増やすことが求められています。
- ・ 一部の人の活動よりも、多くの人が気軽に参加できる学習の場が求められています。
- ・ 施設の老朽化が進んでおり、計画的な再整備、維持補修が必要です。
- ・ 施設の使いやすさや蔵書など、利用者の利便性向上が求められています。
- ・ 各種団体が連携協力して地域の教育資源を相互活用できる仕組みが必要です。
- ・ 一部の人に偏在せず、広く市民の意見を取り入れるための仕組みづくりが必要です。

■施策の展開

取組み方針①:生涯学習内容の充実

市民の学習ニーズは、今日まで文化芸術をはじめとする趣味教養的な自己実現型が多数を占めていました。しかし近年は少子高齢化を反映し、福祉・健康・自然環境・子育て・安全安心、情報通信などの身近な内容への希望が増えており、時代に応じた学習プログラムの導入に取り組みます。また、定年退職等された方々が、現役時代に習得した技能をボランティアとして、こんどは次世代に継承していく仕組み作りも続けていきます。

主 な 事 業	生涯学習振興事業	社会教育事業
	公民館運営費	文化会館施設管理運営費

取組み方針②:市民による自主的な活動の育成及び支援

市民講座・教室やイベントは、できるだけ地域ボランティア等の協力者を得て、かつ公会堂や里山、伝統行事などの地域資源を活用して実施するようにしています。このボランティアを契機に、生涯学習活動への参加者が増えるよう取り組みます。また、各種市民団体が連携することにより、イベントなどで更に大きな相乗効果が生じるよう促します。

主 な 事 業	生涯学習振興事業	社会教育事業
	公民館運営費	

取組み方針③:市民が参加しやすい多様な学習機会の提供

いつでも気軽に学問や音楽、芸術に触れる機会を確保するとともに、専門分野、特技を持った市民に積極的な参加を促し、講演会、文化祭、音楽会などのイベントや市民講座の魅力向上と対象年齢の拡大を図っていきます。また、利用者や参加者が一部の人に偏在しないよう、幅広く市民の意見を取り入れるための仕組みづくりに取り組みます。

主 な 事 業	生涯学習振興事業	社会教育事業
	公民館運営費	図書館運営費

取組み方針④:活動拠点の整備

生涯学習をはじめとする市民活動の拠点としての機能を確保するため、随時点検・補修をしています。新設する複合公共施設に移転する計画の施設もありますが、老朽化した施設についても、安全・安心、そして快適に利用していただけるよう維持管理に取り組みます。

主 な 事 業	公民館運営費	文化会館施設管理運営費
	コミュニティセンター管理費	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市教育ビジョン	平成 22 年(2010)から平成 31(2019)年
香取市生涯学習推進計画(第2次)	平成 27 年(2015)から平成 31(2019)年
香取市図書館基本計画	平成 29 年(2017)から平成 33(2021)年
香取市子どもの読書活動推進計画(第2次)	平成 28 年(2016)から平成 32(2020)年

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
講座・教室への積極的な参加
団体加入者の拡大と学習成果の発表
図書資料の積極的な活用
イベント開催時期の連絡調整

■5年間の目標(目指す姿)

するスポーツ・みるスポーツ・ささえるスポーツを推進し、全ての市民が多面にわたるスポーツの価値を基盤にしなが、健康で活力ある生活を送っています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H29	H30	H32	H34
スポーツ施設利用者数	市内21のスポーツ施設の利用者数	279,984 人	280,000 人	281,000 人	282,000 人
体育協会会員数	市内の競技・地域団体等 29 組織で構成する体育協会の会員数	4,204 人	4,210 人	4,215 人	4,220 人

■現状

- ・ 国では、「スポーツ立国の実現」を目指し、平成 29 年3月に第2期スポーツ基本計画が策定され、千葉県においても、スポーツ立国ちばの一層の推進を目指し、第 12 次千葉県体育・スポーツ推進計画が策定されました。全国的に、中高年を中心とした健康志向の高まりや、2020 東京オリンピック・パラリンピックの開催決定により、市民のスポーツに関する関心は近年ますます高まりつつあります。そのような中で、今後はインクルーシブの考え方の基づき、障害のある人、ない人が共にスポーツを楽しむ環境づくりが求められております。
- ・ 本市では、平成 28 年 11 月の調査によると、18歳以上の市民に「1日 30 分以上、運動する習慣がありますか？」の間に「週2回以上している」と回答された方は、50.2%の方がしているとの回答がありました。今後、新たに策定された国・県の計画を参考に、平成 30 年5月に第2次香取市生涯スポーツ推進計画を策定する予定です。
- ・ 高齢化が進み、健康を維持するためのスポーツのニーズは多様化しており、ニーズに対応した生涯スポーツの振興が必要となっています。そこで、ヨガ、ピラティス等のメニューを追加するなどスポーツ教室の充実を図りました。
- ・ 市内の21のスポーツ施設のほとんどは、老朽化が進んでいるため、既存のスポーツ施設の基盤整備を行うとともに、市内スポーツ施設の使用料の統一を図りました。今後は、高齢者や障がいのある人が利用しやすい施設環境整備など、多様化・高年齢化するスポーツ・レクリエーションニーズへの対応が必要となっています。

■主な課題

- ・ 市民が自発的に健康づくりに取り組めるよう、スポーツの推進を図ります。
- ・ 市民のスポーツ活動を推進するため、スポーツ環境整備を整えます。
- ・ 市民、特に子どもたちに、スポーツの魅力を伝える機会の充実を図ります。
- ・ 水上スポーツの魅力の一層の発信が必要です。
- ・ インクルーシブスポーツの普及を目的とする啓発活動と施設整備を進めてまいります。

■施策の展開

取組み方針①: 豊かなスポーツライフの実現

スポーツを通じて市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、スポーツ団体等への支援や高齢者・障がいのある人のスポーツ推進を図るとともに、スポーツの活性化を図るため、各種スポーツ団体の支援を行います。また、子どもの体力向上については、体カテスト全項目のレベルアップを目標に指導体制の充実を図ります。

主 業	生涯スポーツの推進	スポーツ団体の支援
事業	水上スポーツ等の推進	高齢者・障がいのある人のスポーツ推進

取組み方針②: スポーツ活動の環境整備

市民のスポーツ活動を推進するため、総合型地域スポーツクラブやボランティア・指導者の育成を図るとともに、点在する既存施設の基盤整備の充実を図り、不足する施設整備や総合的なスポーツ施設「総合運動公園」の在り方について検討を進めます。

主 業	総合型地域スポーツクラブの支援	スポーツボランティア・指導者の育成
事業	スポーツ施設の整備充実	

取組み方針③: 競技スポーツの推進

競技スポーツの推進を図るため、市民、特に子どもたちがスポーツへの憧れを抱いたり、スポーツの生み出す大きな感動・興奮を感じたりする機会の充実を図ります。また、スポーツ優秀選手に対する表彰・報酬制度の整備を進め、競技力の向上を図ります。

主 業	トップアスリートによる講演会等の開催	スポーツ優秀選手への表彰・報酬制度・派遣費の充実
事業	2020年東京大会の事前キャンプの誘致事業	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市教育ビジョン	平成 23 年から 32 年
第 2 次生涯スポーツ推進計画	平成 30 年から 34 年

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
スポーツ活動事業に参加
スポーツ団体の活動
スポーツ活動事業の参加

■5年間の目標(目指す姿)

市内の指定文化財の保存・活用や伊能忠敬記念館のハード・ソフト面での充実を推進し、伝統文化や指定文化財、重要遺跡等が地域の人材の協力によって継承され、香取らしさという文化的個性が魅力となっています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H29	H30	H32	H34
記念館・旧宅の入込客数	目標数	230,000 人	230,000 人	230,000 人	230,000 人
指定文化財(無形民俗)・伝承芸能保存連絡協議会所属団体数	指定、団体数	18 団体	18 団体	18 団体	18 団体

■現状

- 全国的にも少子高齢化によって伝統文化の継承や指定文化財の維持管理が難しくなって来ています。国は平成29年6月改正の文化芸術基本法において「伝統芸能の継承及び発展・文化財等の保存及び活用・国際交流・学校教育における文化芸術活動等について、支援その他の必要な施策を講ずるものとする」とし、平成30年1月改正予定の文化財保護法においては、文化財を地域振興に活用する仕組みづくりを柱とする総合的な保存活用の支援を推進する内容となっています。
- 本市では、一部指定の国史跡及び重要遺跡の調査を進めるとともに、史跡等の指定文化財、伊能忠敬記念館における国宝指定の保存と活用を推進しています。そのほか、伝統文化・民俗文化財及び伝統的建造物群についても、保存と活用を推進しています。
- 日本遺産の認定、ユネスコ無形文化遺産の登録、三菱館の保存修理後の文化遺産・観光資源としての活用を目指しています。
- 地域の人々に対し、歴史・文化の重要性の認知度向上を目指しています。
- 国指定史跡の範囲追加(伊能忠敬旧宅、良文貝塚)と指定史跡候補(香取神宮遺跡、油田牧馬土手跡)については内容確認調査が終了し、良文貝塚・油田牧馬土手跡は報告書を刊行しました。香取神宮遺跡については、報告書を刊行する予定です。
- 三菱館の保存修理に係る基本設計は終了し、実施設計後工事着手予定です。
- 伊能忠敬の業績普及のため年間6回の展示を行っています。また、傷みがあり公開できない国宝資料を毎年1点ずつ修理し、公開をしています。
- 北総四都市江戸紀行の日本遺産の認定、ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」33件内に佐原の山車行事が登録されました。

■主な課題

- 伝統文化の継承者と指定文化財の維持管理が求められています。
- 日本遺産の認定、ユネスコ無形文化遺産の登録、三菱館の保存修理後の文化遺産・観光資源としての活用が必要です。
- 地域の人々の歴史・文化に対する意識の向上が必要です。
- 伊能忠敬記念館でのより多くの来場者の学習効果を上げるために、常設展示の改修と解説員の確保とによる博物館機能の充実が必要です。
- 埋蔵文化財の発掘調査等の増加に伴う適正な調査の実施と、出土遺物保管場所の確保が必要です。
- 一部指定の国史跡及び重要遺跡の調査が必要です。

■施策の展開

取組み方針①: 伝統文化の継承と指定文化財の維持

神楽・山車行事をはじめとする祭礼等の伝統文化の継承、指定文化財の維持管理は、少子高齢化等により維持することが困難な状況になりつつあることから後継者や活動の支援を図ります。

主な事業	佐原の山車行事伝承保存会の活動支援事業	伝統芸能等に係る後継者育成事業
	指定文化財の支援事業	

取組み方針②: 指定文化遺産・指定文化財等の利活用の推進

数多くの文化資源をもつ、歴史のまちとしての特性を維持し、観光事業に活用していくために建造物の修理保存を行います。また、郷土教育、地域理解、学校教育での有効な活用を目指します。

主な事業	三菱館保存修理事業	香取神宮神徳館表門保存修理事業
	無形民俗文化財用具等保存修理事業	

取組み方針③: 伊能忠敬記念館の機能拡充

忠敬の業績に関する最新の研究を調査するとともに、外国人や小中学校団体などの見学も対応できるように、デジタル機器等の最新の展示手法を活用した常設展示の改修計画を平成34年度までに策定し、後期計画で実現できるようにします。また、多くの来客に対応するため、展示監視・解説員・学校対応員の確保を図ります。

主な事業	常設展示改修計画策定	市民学芸員養成講座開講

取組み方針④: 調査体制の充実と出土遺物の適正管理

民間、公共機関による開発行為に伴う発掘調査や個人宅造等による緊急の発掘調査を実施します。また、発掘調査によって出土した遺物を保管する場所を確保し、適切な管理に努めます。

主な事業	民間機関の開発行為に伴う発掘調査事業	公共機関の開発行為に伴う発掘調査事業
	個人宅造等の緊急発掘調査事業	出土遺物保管場所の確保

■関連する個別計画

計画名	計画期間
三菱館保存修理事業計画	平成 28(2016)年～平成 32(2020)年

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
伝統文化等の積極的な参加
適切な管理運営
歴史・文化への理解
市民講座への参加

■5年間の目標(目指す姿)

良好な自然環境や歴史的資源等と調和のとれた土地利用が図られています。地籍調査を計画的に進め、土地資産の保全・継承や社会資本整備の円滑化等の調査実施による効果を創出しています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H29	H30	H32	H34
利活用計画策定	大規模未利用地の利活用計画を策定	—	—	1箇所	—

■現状

- 平成 22 年に都市計画に関する基本的な方針である都市計画マスタープランを策定し、市の目指すべき土地利用の方針を明らかにしました。また、山田・栗源地域を含めた市全域を都市計画区域とした「香取都市計画区域」が平成 29 年 7 月 1 日に指定されました。
- 土地の境界が不明確であるために生ずる社会資本整備や民間開発の事業期間の長期化、土地取引の不安、課税の公平性、公共用地の管理等の問題が、地籍調査により解消します。国では地籍調査の一層の促進を図っており、計画を策定しての事業の推進が必要です。
- 平成 29 年度に香取市地籍調査事業実施計画を策定し、将来長期に渡る事業の基本方針を定めました。山田・栗源地域を含めた市全域を都市計画区域とした「香取都市計画区域」が平成 29 年 7 月 1 日に指定されました。
- 小見川用地、旧多田工業団地建設予定地、大谷津用地、与田浦用地などの大規模未利用地の有効活用を検討しています。与田浦市有地の一部において、平成 26 年 3 月から太陽光発電事業(メガソーラー発電事業)を開始。

■主な課題

- 地籍調査の計画的な実施と成果の活用が求められています
- 平成 22 年に策定した都市計画マスタープランに基づき、総合的・計画的な土地利用を推進することが求められています
- 小見川用地、旧多田工業団地建設予定地、大谷津用地などの大規模未利用地の有効活用が求められています

■施策の展開

取組み方針①:地籍調査の推進

地籍調査事業を適正かつ効率的に進め、事業の成果を活用します。

国の施策の動向や事業の進捗状況をふまえ、定期的な実施計画の見直しも視野に入れます。

主な事業	地籍調査事業	

取組み方針②:秩序ある土地利用の推進

香取市都市計画マスタープラン及び香取市都市計画等により、良好な自然環境や歴史的資源等と調和のとれた土地利用を推進します。

主な事業	適正な土地利用の推進	

取組み方針③:大規模未利用地の活用推進

新たな地域活性化の拠点として、大規模未利用地への産業の誘致等を図ります。

主な事業	大規模未利用地の利活用計画の策定	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
国土調査事業十箇年計画	第6次～平成31(2019)年 第7次予定
香取市地籍調査事業実施計画	平成30(2018)年～
香取市都市計画マスタープラン	平成22年(2010年)～平成39年(2027年)

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
土地所有者等による境界立会い

■5年間の目標(目指す姿)

駅を中心とするエリアに都市機能の集積が進み、多様な世代の市民が様々なサービスを楽しむとともに、来訪者と市民の交流が活発な市街地が形成されつつあります。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H29	H30	H32	H34
高速バス利用者数	BT整備予定地における乗降客数(佐原駅北口・小見川支所, 千葉交通)	70,681 人	—	77,750 人	84,820 人
佐原駅周辺地区複合公共施設整備	既存施設・類似機能施設の利用実績者数	272,000 人	—	—	330,568 人

■現状

- ・ 全国の地方部の都市では、コンパクトシティー構想に基づき、都市機能の集約化が求められています。
- ・ 香取市では、中心市街地の衰退が進むなか、都市機能の再集約による賑わいの創出が求められています。また、老朽化した公共施設の更新と、都市間公共交通拠点の整備が求められています。これに対して、本市では、都市間交通の拠点と複合公共施設の整備を進めてきました。
- ・ 佐原駅前広場(平成 27 年度末に完了)や、小見川駅前広場(平成 30 年度末に完了予定)の整備を進めている他、都市間公共交通の利便性向上のための高速バス拠点(BT)整備についての検討、図書館・公民館・子育て支援施設・観光情報発信施設が相互に連携した複合公共施設の整備に着手しています。
- ・ 今後、行政施設・公民館・図書館・子育て関連施設・交通施設・宿泊施設などの集積を進め、新たな飲食店や小売店の進出を促進し、商業機能も充実した市街地づくりを推進していきます。

■主な課題

- ・ 小見川駅南側の整備が求められています
- ・ 都市間公共交通の利便性向上に向けた取り組みが必要です(高速バス)
- ・ 利便性の高い複合公共施設整備が必要です

■施策の展開

取組み方針①: 高速バスを基幹とした都市間公共交通の利便性向上

通勤や通学時を中心とする交通不便を解消して市内定住を高めるため、佐原駅北口及び小見川駅周辺に適切な規模と機能を有するバスターミナルを整備するとともに、新規路線設定の可能性調査を進め、都市間公共交通の利便性向上を目指します。

主な事業	高速バス需要等調査事業	佐原駅北口バスターミナル整備事業
	小見川駅周辺バスターミナル整備事業	

取組み方針②: 公共施設の集約による中心市街地の活性化

佐原駅南口に、公民館・図書館・観光情報発信・子育て支援・福祉・市民活動支援機能を複合させた施設を整備することで、市民サービスのワンストップ化を図ります。

また、多様な目的を持った多様な世代を施設に集客することで、衰退傾向にある中心市街地の活性化を目指します。

主な事業	佐原駅周辺地区複合公共施設基本設計業務及び基本設計支援業務	佐原駅周辺地区複合公共施設実施設計支援業務
	佐原駅周辺地区複合公共施設整備事業	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市小見川市街地整備基本計画	平成 23 年 3 月策定
香取市公共交通拠点再構築基本構想	平成 30 年 3 月策定予定
佐原駅周辺地区複合公共施設整備事業基本計画	平成 29 年 1 月策定

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
—

■5年間の目標(目指す姿)

歴史的建造物を活かした町並みの整備により、居住者の暮らしやすさ、来訪者の利便性が向上しています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H29	H30	H32	H34
小野川周辺の 観光入込客数	町並みの整備により歴史的な町並みに来訪者が増加する。	596 千人	625 千人	682 千人	682 千人

■現状

- ・ 内閣官房に古民家再生・活用推進に関するタスクフォースが設置され、全国の伝建地区を中心に宿泊施設等への改修が進められています。
- ・ 東京オリンピックが迫る中、外国人の受け皿として伝建地区が注目されており、本市の佐原地区もその重要推進地区の1つに掲げられています。その取組として、NIPPONIA佐原が設立され、古民家等における宿泊・飲食事業に着手しています。また、佐原高校の生徒による「さわらぼ」が設立され、次世代の担い手としてまちを知る・楽しむ活動が展開されています。今後、本市への来訪者・宿泊者が増加が見込まれ、「見る・買う・食べる」だけでなく、「体験する・寛ぐ」を提供できる環境の整備が必要となります。
- ・ 歴史的建造物の修理や新築等の修景を進め、震災前の姿を取り戻しました。また、歴史的建造物の空家対策の1つとして古民家を活用した宿泊事業に着手しました。
- ・ 小野川兩岸の電線地中化がほぼ完了し、千葉県による電線共同溝が着手されることとなりました。町並みエリアのその他の市道についても基本設計が完了し、順次詳細設計を進めています。

■主な課題

- ・ 歴史的建造物の維持・管理
- ・ 歩行空間・景観向上のための電線共同溝の推進
- ・ 町並みエリアでの滞在時間の延長
- ・ 歴史的資源保全のための景観形成地区の拡大
- ・ 歴史的建造物の後継者の不在

■施策の展開

取組み方針①:「歴史的建造物空き家への新たな居住者の確保」や「歴史的建造物空き家の発生防止」、「歴史的建造物空き家の活用」

歴史的建造物に居住する高齢者世帯に対し、次世代等の居住意思を確認することにより空家となると予測される物件を把握し、既に空き家となっている物件と併せ不動産情報を発信することで、新たな居住者を発掘します。

主な事業	歴史的建造物所有者に対する居住実態調査事業	歴史的建造物空家情報発信事業

取組み方針②: 電線類地中化の推進

伝統的建造物群保存地区及び景観形成地区内の電線類地中化を推進し、歩行空間の確保及び歴史的景観の向上を図ります。

主な事業	電線共同溝整備事業	

取組み方針③: 裏通りに点在する歴史的資源の価値見直し

伝統的建造物群保存地区及び景観形成地区ではない周辺部に点在する歴史的資源を保存・活用するために、通りごとの整備方針を地域住民のみなさんと策定し、景観形成地区のエリアを拡大します。地区が拡大することで観光客等が裏通りにまで足を延ばすこととなり、回遊性が向上し、滞在時間の延長も期待されます。

主な事業	景観形成地区拡大事業	

取組み方針④: 歴史的資源を活かしたまちづくり

伝統的建造物や景観形成指定建築物の保存修理、そして新築等の際に歴史的な意匠で修景を行い、歴史的景観の向上を図ります。

主な事業	町並み保存事業	街なみ環境整備事業

■関連する個別計画

計画名	計画期間
—	—

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
高齢者世帯等の把握

■5年間の目標(目指す姿)

良好な住宅の供給により安心して住み続けられる住環境へと変化が見られます。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H29	H30	H32	H34
木造住宅の耐震化率	木造住宅のうち耐震基準を満たす住宅(昭和57年以降建築)の割合	74.5 %	95 %	95 %	95 %

■現状

- 全国的に増え続ける空家が問題となり、平成27年に空家等対策に関する特別措置法が施行されました。本市では、市民の生活において危険が切迫する空家の対策のために、香取市空家等の適正管理に関する条例を制定し、空家対策を推進しています。
- 本市における取組として、市営住宅粉口団地の大規模改修工事の設計に着手した他、個別指導等により空家対策を推進し、近隣に悪影響を与えていた空き家の状況を改善しました。また、危険が切迫していた空家に対し、香取市空家等の適正管理に関する条例に基づき緊急安全措置を行いました。住宅の耐震化対策としては、耐震相談会を開催し、助成制度の周知を行っています。23件(6年)の耐震診断助成と6件(5年)の補強工事助成を実施しました。
- 今後は、近年多発している地震被害に対し、香取市耐震改修促進計画に基づき、住宅の多数を占める木造住宅の耐震化を促進し、市民等の安全を確保していきます。使用可能な空き家に新たな所有者を見つけるために空家・空地の不動産情報を発信する必要があります。

■主な課題

- 改善されない空家に対する対策
- 将来空き家になる可能性がある住居の後継者確保、高齢化対策
- 空家の解消
- 適正な市営住宅の供給・管理
- 民間住宅の耐震化を進める必要がある

■施策の展開

取組み方針①: 空き家対策の推進

空き家等対策の推進に関する特別措置法、及び香取市空き家等の適正管理に関する条例を基に空き家対策を推進します。また、使用可能な空き家は権利者の意向を確認し、売却の希望や賃貸希望があれば、空家の間取りや諸条件を付して、新たな住まい手を結びつけるために不動産情報を発信します。不動産関連団体等との連携を強化します。

主な事業	空き家対策事業	活用可能な空き家調査事業
	不動産情報発信事業	

取組み方針②: 木造住宅耐震化の推進

広報紙や回覧により耐震相談会開催を市民の皆さんに周知し、予約制で相談会を行います。耐震診断を行っていただき、耐震性能が不足する物件については、耐震改修をお勧めします。耐震診断と耐震改修には助成を行います。

また、相談から、耐震診断に至り、耐震補強の必要性が認められたものの、耐震改修工事に至っていない物件に対して、フォローアップを行います。

主な事業	耐震相談会の周知	耐震相談会
	耐震診断実施者に対するフォローアップ	

取組み方針③: 市営住宅の適正な配置及び管理

需要のない市営住宅は用途廃止し、需要がある市営住宅は適正な維持管理を行います。長寿命化が求められる市営住宅については大規模改修工事を行います。

主な事業	地域住宅計画の見直し	香取市公営住宅等長寿命化計画の見直し
	粉名口の大規模改修に関する事業	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市耐震改修促進計画	平成 29(2017)年～平成 32(2020)年

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
地域単位で空家を把握し居住履歴等を含め報告する。

■5年間の目標(目指す姿)

市内の幹線道路等の道路網の整備と維持管理の実施により、利便性の高い道路等を快適かつ安全安心に利用できるまちを目指します。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H29	H30	H32	H34
道路改良率	改良済延長/実延長	60.88 %	61.18 %	61.78 %	62.38 %
道路舗装率	舗装済延長/実延長	81.33 %	81.58 %	82.08 %	82.58 %

■現状

- 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(道路財特法)」に基づく補助率等のかさ上げ措置の期限が平成30年度で終了し、道路整備の財源の確保が困難な状況になっています。
- 本市では、安全かつ円滑な道路の交通を確保するため、道路管理の一層の充実に向け自治会等との連携強化を進め、道路清掃等の身近な課題の解消や、道路利用者ニーズへのきめ細かな対応を進めています。道路付属物や法面・橋りょう等の老朽化が進行しており、整備計画を策定し計画的な補修工事を実施しています。行政による取組に加えて、道路環境の維持では住民自治協議会等の協力を得て環境美化活動などの道路愛護活動が実施されています。活動の展開が地域によって異なる現状がありますが、引き続き市民との協働による道路環境の維持を推進します。
- 道路整備に関して、国道・県道の整備促進要望を毎年実施していますが、市内各地域からの要望件数が非常に多く、即座に対応することが難しい状況にあります。地区要望に対する業務を精査しつつ、効率的に適切な対応を進めています。
- 舗装率の向上により、台風や異常気象によって道路冠水が発生するリスクが高くなってきます。災害発生時には他自治体と連携したスムーズな対応が必要となります。豪雨や台風時の冠水を未然に防ぐため、道路排水の不良箇所や、道路冠水箇所の排水整備を進めています

■主な課題

- 都市計画道路「仁井宿与倉線」の整備を行う必要があります
- 幹線道路網整備計画に基づく、事業の推進を図る必要があります
- 道路利用者の安全を確保するため、維持管理に努める必要があります
- 道路排水対策を推進する必要があります

■施策の展開

取組み方針①：都市計画道路の整備

環状道路として市内の交通渋滞を緩和し、交通の円滑化を図るため生活道路や都市計画道路「仁井宿与倉線」の整備を計画的に取り組みます。

主な事業	仁井宿与倉線整備事業	市道Ⅰ－2号線道路改良事業

取組み方針②：幹線道路の整備

市内の交流を促進する幹線道路・補助幹線道路の整備を推進するとともに、市内と市外を結ぶアクセス道路となる、国・県道の整備促進を関係機関に働きかけます。また、道路網整備計画を今後の人口動向等を考慮した本市の実態に即した内容とします。

主な事業	交流促進連絡道路の整備(市道Ⅰ－10号線道路改良工事)	香取市横断幹線道路の整備(市道Ⅰ－51号線道路改良工事)
	補助幹線道路の整備(市道Ⅰ－57号線道路改良工事)	補助幹線道路の整備(市道Ⅱ－32号線道路改良工事)

取組み方針③：道路及び道路付属施設の維持管理

道路及び橋りょう等の老朽化による点検を実施し、安全を確保するための整備計画を策定することにより、危険性の高い箇所の把握をします。その結果を基に補修の財源を確保し計画的に整備を行います。

主な事業	香取市橋りょう長寿命化修繕事業(点検・計画策定・修繕)	香取市修繕事業(法面工・土木構造物)
------	-----------------------------	--------------------

取組み方針④：冠水箇所の解消

市内の道路冠水箇所を、緊急性や危険度を考慮したうえで、関係機関と協議・調整を行いながら整備計画を定め、計画に基づいた整備を進めます。

主な事業	排水整備事業	調整池整備事業
	排水路の維持補修事業	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市幹線道路網整備計画	平成20(2008)年～平成40(2028)年
道路ストック修繕計画	—

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
道路通行の支障物の撤去
地域内での道路美化活動への参加
地域内での河川美化活動への参加

■5年間の目標(目指す姿)

市民が安心して暮らしていけるだけの市内公共交通が確保され、都市間交通の利便性を向上し定住性が向上しています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H29	H30	H32	H34
公共交通に関する市民満足度	市民意識調査による、公共交通に対する【満足率-不満率】より算出	未把握	-25 %	-20 %	-15 %
市が運行している公共交通の利用者数	市が委託等で直接運行している公共交通の利用者数	57,141 人 (28年)	58,000 人	59,000 人	60,000 人
市が運行している公共交通に対する一人当たりコスト	市が直接運行している公共交通の運行経費の合計(補助金を除く)÷市が直接運行している公共交通の利用者数の合計	757 円 (28年)	741 円	728 円	726 円

■現状

- 全国的な少子高齢化が進む中、自治体へは交通政策基本計画に基づきまちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの再構築が求められています。
- 本市では、年少人口と老年人口が逆転するなど急速に少子高齢化が進み、運転が困難になる高齢者の増加が見込まれます。生活には自家用車が定着しており、1世帯あたりの乗用自動車保有率は千葉県平均を上回り約1.3台となっています。また公共交通の利用者数は減少し、10年前と比較し年間のべ約11万人減少しています。市の人口減少の要因である、若年層の転出増加(就職、転職、進学等)に歯止めをかけるため、東京圏へビジネスや学業、レジャーに容易に行け、若年層の定住選択が可能となる都市間公共交通の利便性向上が必要です。鉄道については、特急廃止等もあり利便性が低下し、利用者も低迷しています。
- 今後見込まれるさらなる高齢化の進行に伴い、交通手段を持たないいわゆる交通弱者の増加が見込まれ、公共交通のさらなる充実が求められます。
- 路線バス・循環バスの赤字路線に対しては補助金を交付することで、路線維持を行ってきました。平成21年からは今まで運行していなかった小見川地区で循環バスの運行を開始し、交通不便地域の解消を図りました。また平成22年からは佐原の町並みや香取神宮への観光客をターゲットとした佐原循環バス周遊ルートの運行を開始しています。都市間公共交通の利便性を向上するため、高速バス拠点(BT)を整備し運行本数の増加及び新規路線の設定に向けた検討に着手しました。
- 平成25年からは、集落が分散し道が狭隘なため、従来大型車による路線定期運行のバスでは対応が困難な小見川の東南中央地区において、乗合タクシーの運行を開始しました。

■主な課題

- 既存循環バス・乗合タクシー・路線バスについての再編し、交通不便地域の解消が求められます。
- 都市間公共交通の利便性向上に向けた取り組みが必要です(高速バス)。
- 鉄道の利便性の向上に向けた取り組みが必要です。

■施策の展開

取組み方針①: 公共交通機関の利便性向上

公共交通確保のため、循環バス乗合タクシーの運行を続けるとともに、路線バスへの運行補助を実施し、交通不便地域の減少を目指します。また、効率的で利便性の高い公共交通となるよう、循環バス・乗合タクシー・路線バス等の役割分担を検討し、公共交通として提供が必要な部分と福祉サービスとしての提供が必要な部分などのすみ分け・調整をおこない、各利用者層で利用しやすい効率定なサービス提供を目指します。

主な事業	循環バス運行事業	バス路線運行事業
	乗合タクシー運行事業	公共交通再編事業

取組み方針②: 高速バスを基幹とした都市間公共交通の利便性向上

通勤や通学時を中心とする交通不便を解消して市内定住を高めるため、佐原駅北口及び小見川駅周辺に適切な規模と機能を有するバスターミナルを整備するとともに、新規路線設定の可能性調査を進め、都市間公共交通の利便性向上を目指します。

主な事業	高速バス需要等調査事業	佐原駅北口バスターミナル整備事業
	小見川駅周辺バスターミナル整備事業	

取組み方針③: 鉄道の利便性の向上

沿線市町と連携しながら、鉄道事業者に対してダイヤ改正等鉄道利用者の利便性向上に向けた要望や、駅舎の老朽化対策やバリアフリー化などの要望活動を行っていきます。

主な事業	千葉県JR線複線化等促進期成同盟要望活動	

取組み方針④: 交通弱者への対応

点在する交通弱者に対して、市や交通事業者が公共交通として対応することが困難な地域など、NPO など多様な運営主体が提供するサービス開始に向け調査研究や、運営開始に向けたサポートを行う。

主な事業	多様な主体による交通サービス確保の検討	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
—	—

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
積極的な利用
「自分たちの公共交通は自分たちで守っていく」といった意識

■5年間の目標(目指す姿)

市民が日常生活の中で安全な水を安定して利用しています。また、老朽化施設の更新や老朽管更新等の管路整備が進められ、事業の統廃合等による事業のスリム化により経営基盤が強化されています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H28	H30	H32	H34
収納率	現年度水道料金収入/現年度調定額	97.7 %	98.2 %	98.2 %	98.2 %
老朽管残存延長 (石綿セメント管)	残存している石綿セメント管の延長	124 km	116 km	108 km	100 km

■現状

- 人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化や深刻化する人材不足など、水道事業の規模や経営状況に影響する事象への対応が求められています。本市においては、人口減少や節水意識の高揚に伴う水需要が減少する一方で、水道施設の老朽化が進行し、施設等の更新が求められています。また、経営安定のため、施設の更新に基づく事業の統廃合、老朽管の整備による有収率の向上や給水区域における加入促進を図り、経営の効率化、安定化が求められています。
- 平成23年に発生した東日本大震災に伴う災害復旧工事は、完了しています。給水区域内の未加入者への加入促進に取り組んだものの、井戸水利用者の上水道への加入が進まず、上水道、簡易水道ともに横ばい傾向にあります。老朽管は、年間3～4kmの更新を行っているものの、更新が必要な管路の延長が長く、老朽管が依然残っています。城山第2浄水場の適正な規模での更新に向け、千葉県と認可変更申請を行うための協議を進め、平成29年度末に認可変更される見込みです。平成29年度より、城山第2浄水場更新工事に着手しています。
- 今後は、老朽化した水道施設の更新及び給水場等の施設の統廃合、送水管等の更新を行うとともに、上水道と簡易水道の統合など、事業のスリム化による経営基盤の強化を図り、効率的な運営と安全・安心な水の供給が求められています。

■主な課題

- 給水区域内における未加入者への加入促進及び収納率の向上が必要です。
- 経営の安定を図るため施設の統廃合による事業統合が必要です。
- 浄水施設の老朽化による更新及び耐震化が必要です。
- 老朽管(石綿セメント管)が残存しており、更新が必要です。
- 重要幹線の耐震化が必要です。
- 専門知識を有する職員の育成が必要です。

■施策の展開

取組み方針①：経営基盤の強化

安心・安全な水を安定的に供給するため、老朽管の改修等による有収率の向上や加入促進を図り、経営基盤の強化に取り組みます。また、将来的には、受益者負担の適正化を図るため、水道料金水準の適正化に向けた料金改定について検討します。

主な事業	未加入者への加入促進	水道料金収納率の向上
	民間活力の導入	水道料金適正化の検討

取組み方針②：施設統合の推進

老朽化した水道施設の更新を契機に、関連する送・配水施設の統廃合を進めるとともに、今後の人口動向や利用状況を見据えた施設能力の適正化を図るため、関連する送・配水管の統廃合を順次進めます。また、施設の統合と合わせ、維持管理の合理化を進めるとともに、将来的な上水道と簡易水道の統合に向けた検討を行います。

主な事業	上水道事業と簡易水道事業の統合	みずほ台専用水道の統合
	水道施設の広域化や連携強化の検討	

取組み方針③：浄水場の更新

佐原浄水場の老朽化が進んでいるため、将来的な水需要を予測し、施設規模を最適なものに見直すとともに、施設更新に合わせ省力化や効率化を進められるよう、更新に向けた準備を進めるとともに、災害等の発生による影響を考慮し、玉造浄水場の耐震化を進めます。また、更新事業を進めている城山第2浄水場についても、更新を進めます。

主な事業	佐原浄水場の更新	玉造浄水場の耐震化
	城山第2浄水場の更新	

取組み方針④：老朽管の更新

石綿セメント管が残存しており、老朽化が著しく漏水が多発している状況であるため、計画的な更新を進めます。また、将来の地震発生に備え、管路の耐震化を進めます。

管路の更新等を計画的に進め、今後の維持管理を適正かつ効率的に進めるためには、技術職員の確保と職員の技術力の向上が必要であり、これまでに培った技術やノウハウの職員間での共有を進めます。

主な事業	石綿セメント管更新事業	普通铸铁管更新事業
	管路の耐震化事業	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市水道ビジョン	平成 20(2008)年から平成 29(2017)年
香取市水道事業基本計画	平成 20(2008)年から平成 29(2017)年
香取市上水道事業経営戦略	平成 28(2016)年から平成 37(2025)年
香取市簡易水道事業経営戦略	平成 28(2016)年から平成 37(2025)年

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
水道の利用
水道の経営状況への理解

■5年間の目標(目指す姿)

公共下水道や農業集落排水処理施設等の適正な管理や基盤整備が行われ、河川等の水質が正常に保たれています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H29	H30	H32	H34
汚水処理人口普及率%	下水道、浄化槽等の汚水処理施設の普及状況 (H28 年度末全国平均 90.4%) 汚水処理人口 / 住民基本台帳人口分子	61.0 %	63.0 %	65.2 %	67.5 %

■現状

- 人口減少・高齢化による下水道使用量の変化により下水道経営の厳しさが増えています。また、下水道施設の老朽化の進行や大地震の発生が予想されることから、当該施設の維持管理の実施や耐震化が要請されています。
- 本市では、公共下水道処理施設2施設、農業集落排水処理施設7施設、与倉汚水処理施設の計10施設を管理していますが、古い施設は昭和56年度に供用開始しています。一番新しい処理施設でも平成16年に供用を開始し13年が経過するなど、処理施設の老朽化が進行しています。公共下水道等以外の水洗化は合併処理浄化槽により整備を推進していますが、さらなる推進が必要とされます。公共下水道等の水洗化率向上に向け、啓発活動を実施しています。平成 29 年度での水洗化率は目標値をほぼ達成の見込みです。公共下水道等以外の地区では、合併処理浄化槽設置の補助枠の拡大や補助制度を含めた啓発活動を実施してきましたが、平成 29 年度での設置基数は目標値を未達成の見込みです。
- 香取市汚水適正処理構想の見直しにより人口減少社会に対応した各汚水処理方法の構成を明確にしています。老朽化しつつある各汚水処理施設は、下水道ストックマネジメントにより、計画的に修繕・改築を実施します。これらの対応により、今後想定される課題に対処でき、事業の安定した運営が図られる見とおしです。
- 大地震の発生を想定した耐震化については、下水道総合地震対策計画を平成 25 年度に策定し、主要な施設、管路の耐震化診断と一部耐震補強対策を実施しました。
- 公共下水道及び農業集落排水事業で管理する各施設の維持管理業務を包括的な委託とし、民間業者のノウハウを活かし効率的な維持管理が行えるようにしました。

■主な課題

- 施設の適正な維持管理の実施が必要です
- 下水道施設の耐震化の実施が必要です
- 下水道の機能強化が必要です
- 公共下水道等・合併処理浄化槽の汚水処理人口普及率の向上が必要です
- 下水道経営の安定化を図る必要があります

■施策の展開

取組み方針①: 施設の適正な維持管理

管路及び処理施設等の維持管理について、引き続き、民間事業者のノウハウ等を活用した管理を進めます。また、これまでの管路及び処理施設等の維持管理の実施により取得・蓄積した技術やノウハウを職員間で共有し、適切かつ効率的な維持管理を実施します。

主 な 事業	処理施設等の包括的維持管理委託	

取組み方針②: 下水道の耐震化

下水道総合地震対策計画に基づき下水道施設の耐震化を進めます。

主 な 事業	耐震化事業(浄化センター、中継ポンプ場)	耐震化事業(管渠、マンホール)

取組み方針③: 下水道機能の強化

下水道ストックマネジメントに基づき、処理場や管路等の下水道施設の老朽化の状況を踏まえた改築計画を策定し、適正な整備を実施します。

主 な 事業	下水道ストックマネジメント計画策定事業	下水道ストックマネジメント計画に基づいた施設の点検、修繕、改築事業

取組み方針④: 公共下水道等及び合併処理浄化槽の普及

平成 27 年度から実施した補助枠の拡大を継続実施します。また、水洗化率の向上に向け、自治会連合会での説明会実施、市民祭りでの啓発活動や各地区への啓発資料の配布による、事業の PR や水洗化への啓発を継続し、市民の理解度を深めます。

主 な 事業	合併処理浄化槽設置推進事業	水洗化率向上に向けた PR

取組み方針⑤: 下水道事業の経営安定化

平成 32 年 4 月から地方公営企業法を適用し、企業会計への移行に向けた検討・準備を進めます。また、企業会計移行後は下水道事業等の適正な経営の実現に向けた取り組みを進めます。

主 な 事業	企業会計移行事業	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市汚水適正処理構想	平成27年度～平成46年度

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
日頃からの備え(危険個所、避難ルート of 把握)
公共下水道への加入、合併処理浄化槽への転換

■5年間の目標(目指す姿)

多くの地域で設立が進んだまちづくり条例に基づく住民自治協議会をはじめ、様々な市民活動団体の主体的な活動を支援・推進することにより、地域の課題やニーズに応じて市民が主体となって積極的に地域づくりに取り組んでいます。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H29	H30	H32	H34
コミュニティビジネス取組協議会数	コミュニティビジネス取組協議会数	0 件	1 件	2 件	4 件
地域振興事業助成団体数	地域振興事業助成団体数	11 団体	15 団体	15 団体	15 団体

■現状

- ・ 全国的に、少子高齢化と人口減少が深刻な地域では、生活支援機能の低下が問題となっていることから、住民が中心となって地域の暮らしを支える仕組みである「地域運営組織」が注目され、4分の1の市町村で組織化されています。
- ・ 本市においては、住民自治協議会が組織され、市内22の小学校区の内、19の小学校区で設立し、各地で地域色豊かな活動が展開されています。また、未設立の小学校区への設立の推進や、住民自治協議会の設立、設立後の活動に対する人的並びに財政的支援を行っています。
- ・ テーマ型市民活動団体の公益的な活動に対し、財政的な支援を実施し、積極的な市民活動の展開を促しています。
- ・ 少子高齢化と人口減少の更なる進行により増大する地域課題に対応していくためには、一層の市民協働による取り組みが必要となります。

■主な課題

- ・ 未設立地域においても住民自治協議会の設立が必要です。
- ・ 持続可能な住民自治協議会組織の構築が必要です。
- ・ 市民活動団体への継続的な支援が求められています。

■施策の展開

取組み方針①:住民自治協議会への支援継続

市内どの地域においても、地域がまちづくりに主体的に取り組むことができるようにするため、市内全地域における住民自治協議会の設立を目指し、引き続き設立及び活動を支援していきます。

主な事業	住民自治協議会設立事業	

取組み方針②:住民自治協議会の発展に向けた支援の充実

地域の暮らしぶりを将来にわたって持続させていくため、住民自治協議会の組織強化と活動の活性化を促すなど、住民自治協議会の発展に向けた支援を行います。

主な事業	先進情報の提供	人材育成・研修
	コミュニティビジネスコーディネート	活動拠点の確保支援

取組み方針③:市民活動団体等への継続的な支援

自治会やまちづくりに様々かたちで関わっているテーマ型市民活動団体の公益的な活動に対して、引き続き財政的な支援を行います。その中から、コミュニティビジネスに発展する可能性のある事業については住民自治協議会と連携など包括的な支援を行います。

主な事業	自治会との連携・支援事業	地域振興事業
	地区集会施設整備事業	コミュニティビジネス推進事業

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市市民協働指針(かとり風)	平成21年3月～

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
まちづくりへの主体的な取組み

■5年間の目標(目指す姿)

人権施策基本指針並びに男女共同参画計画に基づき、市民が立場や性別に関わりなくお互いの人権を尊重し合い、ともに支え合いながら、個性を輝かせ、もてる能力を発揮でき、人間としての尊厳をもって、安全、安心に生活できています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H28	H30	H32	H34
人権に関する研修等の参加者数	研修会、セミナーへの延べ参加者数	419 人	430 人	450 人	470 人
審議会等の女性構成比率	女性委員数/委員等総数	29.5 %	30.0 %	31.0 %	32.0 %

■現状

- ・ 国では、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「本邦出身者に対する不応な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」などの差別解消に向けた法律が施行されました。女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、インターネットでの人権侵害など、人権問題に対する意識改革を進めています。
- ・ 本市では、人権意識を高めるため、香取市主催の「人権のつどい」を開催し、その中で、小中学生人権標語表彰を通じての学童及び保護者に対する啓発を、また、人権講演会を通じて、人権に関する意識の高揚を図りました。また、月に1回、人権擁護委員による人権相談を実施しています。さらに、千葉県男女共同参画推進と共催で研修等を開催し、男女共同参画に対する意識高揚を図っています。
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)の規定に則り、平成25年3月に「香取市DV防止・被害者支援基本計画」を策定するとともに、増加傾向にあるDV被害に対する相談や緊急避難支援を実施しています。
- ・ 市が率先して男女雇用均等を図り、市の審議会等の女性構成比率がH25年27.6%からH28年29.5%へ、女性管理職の構成比率がH25年4.1%からH28年11.1%へと改善しました。

■主な課題

- ・ 人権に関する市民意識の高揚を図っていく必要があります。
- ・ 増加傾向にあるDV被害に対する相談体制等の充実が求められます。
- ・ 男女共同参画社会を目指す意識の高揚を図っていく必要があります。
- ・ 学校現場での人権に関する学習機会の提供が必要です。

■施策の展開

取組み方針①:人権に関する意識の醸成

人権施策基本指針の浸透を図り、指針で管理する事業の進行管理を行います。また、市民及び市職員を対象とした、人権に関する研修会の規模や回数を増やすなど啓発活動を充実させます。

主な事業	人権施策基本指針の推進	市民及び市職員対象の研修会開催事業

取組み方針②:DV被害者への対応策の充実

DV被害者が求める相談体制の整備及び緊急避難後の生活を再建するための融資制度の創設に向けた取組を検討します。

主な事業	夜間、休日のDV相談窓口事業	DV被害者融資事業

取組み方針③:男女共同参画社会の醸成

男女が固定的役割意識にとらわれず、個性や能力を様々な分野で発揮して、家庭生活や職業と地域活動を含む社会生活を送るために必要な、男女が対等に家事や仕事等を分かち合う関係づくりを進めるための取組を行います。

主な事業	男女共同参画計画の推進	女性職員の登用
	男女共同参画に関する学習会等の開催	

取組み方針④:学校における学習機会の提供

男女共同参画について正しい知識と態度を身に付けられるよう、男女平等を視点に置いた教育・学習を推進します。また、保護者や担い手となる教育関係者の意識啓発を行います。

主な事業	小学生、保護者対象の男女共同参画講座	
	開催事業	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市男女共同参画計画	平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間
香取市人権施策基本指針	期間を設定していない
香取市 DV 防止・被害者支援基本計画	平成 25 年度から平成 31 年度までの 7 年間

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
講習会・研修会への積極的な参加
関係機関への迅速な相談・連絡

■5年間の目標(目指す姿)

市民の国際感覚が高まり、市民と市内に在住する外国人や訪れた外国人との交流が盛んに行われています。また、友好・姉妹都市との交流がさらに深まるとともに、本市を訪れる外国人の受け入れ体制が整い、市外から多くの人々が訪れています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H28	H30	H32	H34
在住外国人及び市民向けの各種講座への参加者数	市内在住外国人及び市民向けの言語教室等学習機会への参加者数		500 人	550 人	600 人
通訳ガイドボランティアの案内件数	外国人来訪者に対する市内案内件数	20 人	40 人	50 人	50 人

■現状

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催や成田国際空港の機能強化が進められる中、訪日外国人旅行者数も2016年には2,400万人に達し、地域の国際化がより一層求められています。それに伴い、本市においては、国際交流協会による様々な活動が展開され、在住外国人との交流や外国人観光客の受入など、国際化に向けた体制づくりが進められています。
- 国際交流協会による在住外国人への日本語教室、外国人観光客への通訳ガイドボランティア、市民向け英会話講座など、市の国際化に向けた交流機会の場の創出が図られています。さらには他市の協会との研修・情報交換も積極的に行われ、市の国際交流の推進に大きな役割を果たしています。
- 国際化の進展と合わせ、日本遺産の認定、佐原の山車行事のユネスコ無形文化遺産の登録などにより、本市を訪れる外国人の増加が見込まれます。
- 地域間交流の取り組みについては、兵庫県川西市、福島県喜多方市、佐賀県鹿島市及び茨城県つくばみらい市など、姉妹・友好都市等との都市間交流を通じて、観光、物産振興のほか災害協定による連携など、市民相互の交流活動の機運が高まっています。また、民間団体交流、自治体交流など多岐にわたる交流を実施しています。平成28年4月23日には佐賀県鹿島市と友好都市協定を締結し、引き続き国内外を問わず新たな都市間交流を検討中です。
- 地域における異文化交流や外国人との共生に向けた取り組みが強く求められてきます。市民の理解、参加・協力を促進するため、官民協働で国際化を推進する体制を整えることが必要となります。ホームステイやALTによる授業などに積極的に取り組み、国際感覚の育成が進められています。

■主な課題

- 国際交流協会の活動を支援し、市民参加・協力による国際交流を進めることが必要です。
- 外国人が安心して地域で暮らせる多文化共生のまちづくりが求められています。
- 姉妹・友好都市等との交流を通じて、地域を越えた交流と各分野における連携が必要です。

■施策の展開

取組み方針①:国際交流活動の推進

国際交流協会との連携を深め、これまでの活動を継続・発展させ、より多くの市民と外国人との交流参加を進めます。

また、市民主体の国際交流を進めるため、市民に対する情報提供に努めるとともに、民間団体との連携・協力を得ながら、国際交流を担う人材の育成、確保に努めます。

主な事業	国際交流協会補助事業	異文化交流イベント等の開催
	国際理解教育の推進	

取組み方針②:国際性豊かな地域づくりの推進

地域の特性や外国人のニーズを踏まえ、多様な言語による行政・生活情報、防災情報の発信をするとともに、地域生活で生じる不便さの解消に向けたコミュニティ支援、生活相談支援等の充実を図ります。

また、関係機関との横断的な連絡調整を行いながら、協働して多文化共生のまちづくりを推進します。

主な事業	在宅外国人生活支援事業	情報多言語化の推進

取組み方針③:姉妹都市交流の推進

国際化が進展する中で市民が様々な交流を通じて理解し、国際感覚を高めることが重要です。このため、姉妹・友好都市等との地域間交流を通じて、市民生活や文化活動、まちづくりなど各分野における連携を図るため、積極的な交流活動を促進します。

主な事業	友好関係団体との交流イベント等の開催	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
—	—

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
国際交流事業への参加・協力
異文化に対する関心・理解

■5年間の目標(目指す姿)

市政に関する情報が的確に公表されるとともに、市民の意見が十分に反映された市の行政運営や計画などの策定、重要施策の決定がなされています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H29	H30	H32	H34
定期的に広報紙を読んでいる市民の割合	定期的に広報紙を読んでいる市民の人数／人口(市民意識調査より)	未把握			
ウェブサイトのアクセス件数	ウェブサイトのアクセス件数(月平均)	154,989	160,000	170,400	181,500

■現状

- 全国的に、SNS(ソーシャルネットワークシステム)など多様な情報提供ツールが急速に広く社会に浸透しています。スマートフォンの保有率は、2010年の10%から71.8%と増加が顕著です。今後もこの傾向は続くことが予想されます。
- 月2回発行の広報紙を、平成29年5月から月1回に内容を含めてリニューアルしました。31,200部を各家庭に新聞折込で配布のほか、公共施設をはじめとした各種施設82カ所に配布しています。多くの市民に登場してもらい、親しまれる紙面づくりに取り組んでいます。その一方で、全世帯への配布が確立されておらず、カバー率は93%となっています。
- ウェブアクセス件数は2012年に比較して148%と順調に増加しています。しかし、市政よりイベント情報へのアクセスが顕著です。広報紙からの誘導や、議会の配信も含めて、動画の閲覧件数が少ないです。今後は、多種多様な情報メニューによる市政などの情報提供が求められます。市民の誰もが情報を得やすい仕組みを整えることが必要です。
- 市民の声を市政に反映するために、市民懇談会や市長への手紙制度のほか、各種市民アンケート、パブリックコメントを実施しています。行政運営の透明性を確保し市民との市政情報の共有化をめざして、積極的な情報公開に取り組んでいます。
- 3ヵ月毎に発行の議会だよりを、平成29年から内容をリニューアルしました。30,300部を各家庭に新聞折込で配布のほか、公共施設に設置しています。わかりやすい紙面づくりに取り組んでいます。市ウェブサイトにより議会情報を発信しています。

■主な課題

- 情報への到達容易性を向上するために、多種多様な情報メニューの充実が必要です。
- 市政情報のほか地域に密着したきめ細かな情報など、市民が必要とする多様な情報の提供を充実する必要があります。
- 市民の声を分析し、施策の企画・立案、あるいは見直しなど、市政に反映していくために、市民の意向を的確に把握する必要があります。
- 個人情報の適切な管理と市民への行政情報の積極的な提供を充実する必要があります。
- 議会の審議内容や取組について、積極的な情報発信を充実する必要があります。

■5年間の目標(目指す姿)

第2次香取市総合計画を推進するとともに民間等との連携を進め、限られた人的資源を効果的に活用し、簡素で効率的な行政運営が行われています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H29	H30	H32	H34
定員管理職員数	市職員数の適正な定数管理	638 人	628 人	596 人	
香取市の住みやすさ	市民意識調査より抜粋	—% (集計中)	—	H29 年値 +4.5%	H32 年値 +3%

■現状

- 全国的に、依然として厳しい地方財政の状況など地方公共団体における経営資源の制約が強まっている一方で、少子高齢化等を背景とした行政需要は確実に増加することが見込まれ、このような状況下においても質の高い公共サービスを引き続き効果的・効率的に提供するためにより一層の取組が求められています。
- 本市では、合併後、新生香取市の10年間の市政運営の羅針盤となる香取市総合計画を平成20年度に策定し、まちづくりを進めてきました。この間、東日本大震災から震災対策として災害復興計画を策定したほか、人口減少対策に重点をおき、地方創生に取り組むため、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するなど、社会状況を踏まえ、計画的な行政運営を進めてきました。
- 行財政改革については、香取市行財政改革大綱を策定し推進してきました。本大綱には、4つの基本方針を掲げ、この方針に沿って集中改革プランを定め、組織のスリム化や職員数の削減をはじめ、施設の統廃合、民間委託等の推進、債権一元化、市民協働、情報化の推進などの改革に取り組んできました。
- 行政組織は、課を合併時の61課から25課へと、約6割を統合・削減したほか、指定管理者制度導入施設は、合併前の4施設から13施設増え、17施設で導入しています。また、職員についても削減を進め、定員管理上の職員数は、合併当時の921人から平成29年度当初で638人となり、約30.7%が減少しました。
- 行政運営は、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに的確に対応していく必要がありますが、職員数の削減を中心とした対策だけでは限界があります。したがって従来からの行財政活動を見直し、計画的な行政運営を進め行政サービスの維持向上に努めていく必要があります。

■主な課題

- 総合計画の適切な管理と評価をしていく必要があります。
- まち・ひと・しごと創生総合戦略の適切な管理と評価をしていく必要があります。
- 効率的な行政運営をする必要があります。
- 人的資源を有効に活用していく必要があります。

■施策の展開

取組み方針①: 総合計画の評価と管理

前期基本計画に基づく5か年間の中期的目標を達成するため、実施計画の策定を通じた効率的・計画的な行政施策の推進に取組みます。実施計画は、適宜、合理性と効率性を基軸とした客観的な評価を行い、前期基本計画の推進状況を確認する過程で具体的な調整を図ります。さらに、マネジメントサイクルの考え方に基づいた行政評価制度を強化し、前期基本計画の進行管理の仕組みを構築します。

主な事業	前期基本計画の進捗管理	実施計画の策定と推進
	予算査定・組織マネージメントに活用可能な事務事業評価方法の開発	市民意識調査事業

取組み方針②: まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価と管理

総合戦略に基づく4つの基本目標を達成するため、各施策の進捗状況を管理する過程で、重要業績評価指標および主な取組内容の見直しを実施します。また、進捗状況は、香取市HPなどを通じた情報公開を適宜実施し、全体での課題認識の深化を図ります。

主な事業	総合戦略の進捗管理と評価	外部有識者会議による総合戦略の評価

取組み方針③: 効率的な行政運営の推進

厳しい財政状況の中、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、従来からの行財政活動を見直し、行政組織のスリム化を進めるとともに、組織の機動性の向上や多様な連携、情報化を推進し、事務及び事業の運営が簡素かつ効率的となるよう行政運営に取組めます。

主な事業	香取市機構改革基本方針や職員定員適正化計画の推進	情報化計画の推進
	民間等と連携した行政運営	

取組み方針④: 職員の人材育成

職員の能力開発を総合的・効果的に推進するため、雇用環境の整備を図るとともに地方公務員制度改革の状況を見ながら、人材育成に関する基本方針を見直します。また、人事評価制度の適正運用を図るほか、各種研修への参加や関係機関との人事交流、民間への派遣研修を行い、実務能力の強化を目指します。

主な事業	人材育成基本方針の見直し	人事評価制度の適正運用
	職員研修及び人事交流の充実	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
まち・ひと・しごと創生総合戦略	H27～H31
香取市行財政改革大綱	H30～H34
香取市職員定員適正化計画	H28～H32
香取市特定事業主行動計画	H27～H31
香取市情報化推進計画	H27～H31

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
多様な主体が行政運営に参画することへの理解
重要課題の認識深化と施策に対する評価

■5年間の目標(目指す姿)

中長期的な財政見通しのもと、将来に向けて自主性・自立性の高い、持続可能な財政運営がなされています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		H29	H30	H32	H34
将来負担比率	地方公共団体の借入金や将来支払っていく負担等の残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す。	54.6 %	69.6 %	84.6 %	99.6 %
一般市税の収納率	収入額／調定額	88.2 %	90.2 %	92.2 %	94.2 %

■現状

- 全国的に、人口減少、特に生産年齢人口の減をもたらす市民税の減少が懸念されています。また、普通交付税において、合併算定替えの縮減・終了、人口減少、さらに、税の収納率はトップランナー方式が採用されるなど、財政状況を取り巻く環境は厳しくなっています。
- 本市の近年の財政状況は、実質収支(歳入－歳出)で20億円以上となるほか、繰上償還を実施するなど、良好な状態で推移しています。経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率については、平成29年度の目標数値を大幅に改善した値で達成できる見込みであり、これは、人件費の削減や合併特例債の有効活用により、財政調整基金の積立や繰上償還によるものです。今後も財政計画の策定など計画的な財政運営の推進が必要です。
- 自主財源の確保の観点からは、太陽光発電施設整備、エネルギー会社の設立は、効果が大きいといえますが、今後も財源の根幹である市税のほか、企業誘致、売却を含めた保有資産の有効活用などが求められています。
- 公共施設の効果的な利用促進を図るため、平成28年3月に公共施設等総合管理計画を策定しました。今後、将来の財政状況や人口動態を踏まえて、公共施設の再配置など具体的な計画(個別計画)を策定していきます。
- 受益と負担の公平性確保のため、公共サービスの使用料・手数料について、平成26年度に見直しを実施しました。また、公平な課税と収納率の向上に資するため、滞納処分の強化を図り、平成26年度から28年度の間、840件の差押えを実施し、収納率は、平成24年度の83.87%から、28年度実績で88.19%に改善しました。しかしながら、県内市町村も改善しており、本市は、引き続き低い状況です。

■主な課題

- 公平な課税と収納率の向上が必要です。
- 受益者負担の適正化を図る必要があります。
- 中長期財政推計などの見直しによる計画的な財政運営が求められています。
- 公共施設等総合管理計画を推進する必要があります。

■施策の展開

取組み方針①: 公平な課税と収納率の向上

市民税等の未申告者の解消や未評価家屋の解消など、公平な課税を目指し、市民の納税意識の醸成を図ります。また公平な税負担に資するため、現年分の収納の確保と滞納処分の強化を図ります。併せて、総合的な債権処理体制を充実させ、市税以外の債権処理に取り組めます。

主な事業	市民税等未申告者、未評価家屋の調査	効率的な債権処理体制の取組
	現年分の収納確保と滞納処分の強化	

取組み方針②: 受益者負担の適正化

各種料金等について、受益者負担の適正化が図られるよう一部事務組合を含めた公営企業等特別会計の事業運営計画等を踏まえ、財政運営を行います。また、社会経済情勢や施設の状況を見ながら、使用料・手数料の見直しを行います。

主な事業	公営企業等の経営改善	使用料・手数料の見直し

取組み方針③: 公共施設総合計画の推進

平成 28 年 3 月に策定した香取市公共施設等総合管理計画の基本的な方針である「公共施設総延床面積25%縮減」の実現に向け、個別計画を作成し、推進していきます。特に、今後発生する学校、保育園、幼稚園等の統廃合による空き施設の取り扱いを検討していきます。

主な事業	個別計画の策定と推進	

取組み方針④: 中長期財政推計などによる計画的な財政運営

毎年度、中長期財政推計を見直し、計画的な財政運営の推進に取り組めます。また、あらゆる歳入確保策を検討し、歳出においては、施策評価・事務事業評価、補助金等を見直しなどを通し、適正な支出に努めるなど、歳入歳出両面から持続可能な財政構造の確立に向けた取り組みを進めます。

主な事業	中長期財政推計の更新	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
第3次行財政改革大綱	H30～H34
第3次集中改革プラン	H30～H34
職員定員適正化計画	H28～H32
公共施設等総合管理計画	H28～H57
まち・ひと・しごと創生総合戦略	H27～H31
中長期財政推計	H29～H39

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
市の財政状況の理解を深める